

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）	【平成二十七年九月三十日時点】	1
○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）		2
○ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）（抄）	【平成二十七年九月三十日時点】	7
○ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）（抄）		9
○ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）（抄）		11
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	【平成二十七年九月三十日時点】	15
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）		16
○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百十一号）（抄）		34
○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百号）（抄）		36
○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）		37
○ 平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）（抄）		130
○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）（抄）		131
○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）		135

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】

（給付額の算定の基準となる給料等）

第四十四条 短期給付（第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第一百四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつて給料日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）

（資金の運用）

第二十五条 組合の業務上の余裕金は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように運用しなければならない。この場合において、地方職員共済組合等にあつては、政令で定めるところにより、都道府県ごとに、業務上の余裕金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金を除く。）の運用計画を作成するものとし、当該運用計画を作成し、又は変更しようとするときは、当該都道府県知事の意見を聴くものとする。

（支給の繰下げ）

第九十四条 退職年金の受給権者であつて当該退職年金を請求していないものは、その者が七十歳に達する日の前日までに、組合に当該退職年金の支給の繰下げの申出をすることができる。

2 前項の申出をした者に対する退職年金は、第七十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた月の翌月から支給するものとする。

3 第一項の申出があつた場合における第七十七条から前条までの規定の適用については、第七十七条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十四条第一項の申出をした日」と、
「給付事由が生じた日の」とあるのは「申出をした日の」と、
同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「第九十四条第一項の申出をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰下げについて必要な事項は、政令で定める。

（審査請求）

第百十七条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第三号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国

民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 審査会は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。

（審査会の設置及び組織）

第一百八条 地方職員共済組合等、都職員共済組合及び市町村連合会に、それぞれ審査会を置く。

2 審査会は、委員六人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、地方公共団体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ二人とし、地方職員共済組合等及び都職員共済組合に置かれる審査会にあつては組合の理事長が、市町村連合会に置かれる審査会にあつては市町村連合会の理事長が、それぞれ委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

7 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長以外の公益を代表する委員がその職務を行う。

（議事）

第一百十九条 審査会は、組合員を代表する委員、地方公共団体を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、

及び議決することができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(組合に対する通知等)

第二百二十条 審査会は、審査請求がされたときは、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、当該審査請求に係る組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、市町村連合会)にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

(政令への委任)

第二百二十一条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第三十四条の規定により事実の陳述を求め、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

(公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)

第四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定(第四十二条第二項の規定を除く。)の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出(公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第一百三十二条第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ

。の負担金」とあるのは「公庫等（第四百十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「公庫等」と、同条第三項中「第百十三条第二項第三号及び第四項第二号に掲げる費用並びに同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「第百十三条第二項第三号に掲げる費用及び厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下「継続長期組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至ったときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

一 転出の日から起算して五年を経過したとき。

二 引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき。

三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となった場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となった場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（支給の繰上げ）

第十九条 当分の間、一年以上の引き続き組合員期間を有する者であり、かつ、退職している者であつて、六十歳以上六十五歳未満であるものは、退職年金の支給を組合に請求することができる。

- 2 前項の請求があつたときは、その請求をした者に退職年金を支給する。この場合においては、第八十八条の規定は、適用しない。
- 3 第一項の請求があつた場合における第七十七条から第九十三条までの規定の適用については、第七十七条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十九条第一項の請求をした日」と、「給付事由が生じた日の」とあるのは「請求をした日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「附則第十九条第一項の請求をした日」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 前三項に定めるもののほか、退職年金の支給の繰上げについて必要な事項は、政令で定める。

○ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】

附 則

第九十八条 更新組合員等であつた者で七十歳以上のものが受ける退職年金、減額退職年金又は障害年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち次に次の各号に掲げる期間があるものに係る従前額保障の規定の適用がある場合における従前額保障の規定による年金の額は、当該年金の額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に附則別表第六の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率（以下「給料年額改定率」という。）を基準として政令で定める率を乗じて得た金額を加えて得た金額（その加えて得た金額が給料年額の百分の六十八・〇七五（当該年金が障害年金であるときは、給料年額の百分の九十七・二五）に相当する金額に、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める金額に当該政令で定める率を乗じて得た額を加えて得た金額を超えるときは、その金額）とする。

一 旧施行法第七条第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき退職年金条例の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第二十九号に規定する退職年金条例の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額（当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額。次号において同じ。）

二 旧施行法第七条第一項第二号から第五号までの期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき共済法の給料年額（施行日の前日における当該年金の額の算定の基礎となつた旧施行法第二条第一項第三十二号に規定する共済法の給料年額をいう。）の三分の二（当該年金の受給権者が八十歳未満であるときは、その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一）に相当する金額

2 前項の規定は、更新組合員等であつた者に係る遺族年金の受給権者が、七十歳以上である場合又は七十歳未満の妻である配偶者、子若しくは孫である場合において、当該遺族年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうちに前項各号に掲げる期間があるものに係る当該遺族年金の額につ

いて準用する。この場合においては、同項第一号中「十七年」とあるのは「二十年」と、「当該年金が減額退職年金であるときは、その金額に当該減額退職年金に係る附則第四十五条第一項に規定する割合を乗じて得た金額」とあるのは「当該年金が公務によらない遺族年金であるときは、その金額の二分の一に相当する金額」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、遺族年金の支給を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項において準用する第一項の規定を適用するものとする。

4 第一項に規定する給料年額改定率は、新共済法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定により再評価率の改定の措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置に準じて、政令で定めるところにより改定する。

○ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）（抄）

附 則

（用語の定義）

第二条 この条から附則第二百五条（第七号に掲げる用語にあつては、附則第二百二十条）までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新共済法 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう。
- 二 旧共済法 第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 三 新施行法 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。
- 四 旧施行法 第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。
- 五 給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員 それぞれ新共済法第二条第一項第五号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条の規定による改正前の新共済法第四十四条第二項、新共済法第百条、第百四十四条の三第一項若しくは第三項又は附則第二十八条の四第一項に規定する給料、平均給料月額、地方公共団体の長、団体職員若しくは団体組合員又は警察職員をいう。
- 六 団体組合員期間 旧共済法第百四十四条の三第四項に規定する団体組合員期間をいう。
- 七 退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金 それぞれ旧共済法（第十一章を除く。以下この号において同じ。）の規定による退職年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による退職年金とみなされたものを含む。）、減額退職年金、通算退職年金、障害年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による障害年金とみなされたものを含む。）、遺族年金（旧施行法の規定により旧共済法の規定による遺族年金とみなされたものを含む。）又は通算遺族年金をいう。
- 八 物価指数 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。

九 退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金 それぞれ新共済法の規定による退職共済年金、障害共済年金、障害一時金又は遺族共済年金をいう。

十 老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金 それぞれ国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正後の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。以下附則第二百五条までにおいて「新国民年金法」という。）の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金をいう。

○ 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）（抄）

附 則

（旧退職年金に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるもののほか、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に給付事由が生じたこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧法」という。）第六十一条第一項に規定する退職年金（以下「旧退職年金」という。）については、なお従前の例による。

（旧公務傷病年金に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十二条第一項に規定する公務傷病年金（以下「旧公務傷病年金」という。）については、なお従前の例による。

（旧遺族年金に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるもののほか、施行日前に給付事由が生じた旧法第六十三条第一項に規定する遺族年金（以下「旧遺族年金」という。）については、なお従前の例による。

（特例退職年金）

第十二条 特例退職年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者（この法律の施行の際現に地方議会議員でない者であつて、旧法第五十九条の二第一項の規定を適用したとしたならば施行日の前後の地方議会議員であつた在職期間が引き続きいたものとみなされることとなるものを含む。以下同じ。）であつて施行日の前日において退職したとしたならば旧退職年金に関する規定により旧退職年金を受ける権利を有することとなるものが退職したときに、その者に給するものとする。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例退職年金については、旧退職年金に関する規定（附則第七条の規定を除く。）の例による。

（特例公務傷病年金）

第十七条 特例公務傷病年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が、旧共済会（旧法第五百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。以下同じ。）を組織する地方議会議員であった間における施行日前の公務に基づく傷病により重度障害の状態となり退職したときに、その者に給するものとする。この法律の施行の際現に地方議会議員である者又は施行日前に退職した地方議会議員が、施行日以後において、当該旧共済会を組織する地方議会議員であった間における施行日前の公務に基づく傷病により、退職後三年以内に重度障害の状態となったときも、同様とする。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例公務傷病年金については、旧公務傷病年金に関する規定の例による。

- 3 附則第十三条の規定は、特例公務傷病年金の年額の算定について準用する。

（特例遺族年金）

第十八条 特例遺族年金は、この法律の施行の際現に地方議会議員である者が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに特例退職年金又は特例公務傷病年金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金又は特例公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とする。

- 2 別段の定めがあるもののほか、特例遺族年金については、旧遺族年金に関する規定の例による。

- 3 特例遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

- 一 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで在職中死亡した場合（第三号に規定する場合を除く。）においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

- イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間 その者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により旧退職年金を受け

るものとした場合における当該旧退職年金の年額

ロ 平成二十三年九月一日以後 その者に給すべき特例退職年金の年額

二 旧退職年金又は特例退職年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合（前号に規定する場合を除く。）においては、次のイ又はロに掲げるその者の死亡の時期の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 施行日から平成二十三年八月三十一日までの間 その者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により旧退職年金を受けらるものとした場合における当該旧退職年金の年額

ロ 平成二十三年九月一日以後 当該旧退職年金の年額又は当該特例退職年金の年額

三 旧公務傷病年金又は特例公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病によらないで死亡した場合には、在職期間十二年未満の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により在職十二年の者として旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（同条の規定を除く。）により旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額

四 この法律の施行の際現に地方議会議員である者が施行日前の公務に基づく傷病により在職中死亡した場合又は旧退職年金、旧公務傷病年金、特例退職年金若しくは特例公務傷病年金を受ける者が施行日前の公務に基づく傷病により死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（附則第三条の規定を除く。）により在職十二年の者として旧退職年金を受けるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が旧退職年金に関する規定（同条の規定を除く。）により旧退職年金を受けらるものとした場合における当該旧退職年金の年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

4 附則第十三条の規定は、特例遺族年金の年額の算定について準用する。

（年金額の改定）

第二十一条 旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額は、物価変動率を参酌し、

地方議会議員であつた者が引き続きその退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとすれば受けることとなる議員報酬額（地方自治法第二百三条第一項に規定する議員報酬の額をいう。）に係る附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会の定款で定める標準報酬月額を基礎として政令で定める額を基準として、政令で定めるところにより、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）【平成二十七年九月三十日時点】

附 則

（退職共済年金等の額を改定する場合における対象期間に係る組合員期間等）

第二十六条の二十一 法第七七条の四第一項に規定する政令で定める場合は、法第七七条第二項に規定する離婚特例適用請求（以下「離婚特例適用請求」という。）があつた日における退職共済年金の受給権者について、次の各号に掲げる場合とし、法第七七条の四第一項に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期間とする。

一 法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者（組合員である受給権者を除く。）について、法第七七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例（法第七七条第一項に規定する離婚特例をいう。以下この条において同じ。）が適用された場合 離婚特例適用請求があつた日の属する月の前月までの組合員期間

二 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該受給権者がその権利を取得した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該権利を取得した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間（法第七七条の四第二項に規定する離婚時みなし組合員期間をいう。以下この条において同じ。）

三 組合員である法第七十八条の規定による退職共済年金の受給権者について、法第七九条第三項の規定による改定が行われた後、再び組合員の資格を取得し、かつ、法第七七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された場合 法第七九条第三項の規定による改定に係る退職した日（当該退職が二以上あるときは、これらのうち最後の退職した日とする。）の翌日の属する月の前月までの組合員期間及び当該退職した日の翌日の属する月以後の離婚時みなし組合員期間

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）

第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びにこれらの有価証券に係る標準物（同条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買
- 二 預金又は貯金（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して主務大臣が定めるものに限る。）
- 三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。
 - イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法
 - ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号口に規定する契約をいう。）であつて組合が同号口に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結
- 四 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み
- 五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け

六 次に掲げる権利の取得又は付与

イ 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（次号において「金融商品取引所」という。）の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利

ロ 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るものを除く。）

七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）の対象となるものをいう。）の売買

八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

九 不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け

十 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十一 当該組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）

十二 前項の規定により同項第一号に掲げる有価証券（国債証券、地方債証券、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

十三 組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

十四 前三項に規定するもののほか、組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用に関し必要な事

項は、主務省令で定める。

(資金の運用に関する契約)

第十六条の三 組合は、前二条の業務上の余剰金の運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び組合と締結した契約その他の規程を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一 第十六条第一項第三号及び前条第一項第三号に掲げる信託の契約

二 前条第一項第三号に規定する投資一任契約

三 第十六条第一項第六号及び前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

(準用規定)

第二十条 第十条、第十一条各号列記以外の部分及び第十二条から第十四条までの規定は市町村連合会の総会について、第十五条の規定は市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立について、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は市町村連合会の業務上の余剰金の管理及び運用について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第十一条各号列記以外の部分</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める組合会の議員及び当該各号に定める組合会の議員以外の組合会の議員</p>	<p>議員</p>
<p>第十三条</p>	<p>他の議員</p>	<p>議員 他の議員（当該出席することができない議員が法第二十七条第二項に規定する構成組合</p>

	第十四条第三項	組合	<p>(以下この節において「構成組合」という。)の理事長である議員である場合には、他の議員又は法第十二条第一項の規定により当該組合の理事長が指定した者)</p>	
	第十五条第一項	組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。)		市町村連合会
	第十五条第二項から第四項まで	当該組合 組合は 当該組合		市町村連合会 市町村連合会 市町村連合会
	第十六条第一項	組合は		市町村連合会
	第十六条第一項第二号	地方公共団体の一時借入れ		構成組合の借入れ
	第十六条第一項第六号	組合員		構成組合の組合員
	第十六条第一項第七号	当該組合		市町村連合会
	第十六条第二項	主務省令		総務省令
	第十六条第三項	組合		市町村連合会
	第十六条の二第一項	組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。)		市町村連合会
	第十六条の二第二項	組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。)		市町村連合会
	第十六条の二第二項第三号ロ	組合		市町村連合会
	第十六条の二第二項	組合員		構成組合の組合員

第四号			構成組合の借入れ
第十六条の二第一項 第十号	地方公共団体の一時借入れ		
第十六条の二第一項 第十一号	当該組合		市町村連合会
第十六条の二第三項	組合は		市町村連合会は
第十六条の二第四項	組合の		市町村連合会の
第十六条の三	組合		市町村連合会

(準用規定)

第二十一条の三 第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会の業務上の余
 裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ
 る字句に読み替えるものとする。

第十六条の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資 金及び退職等年金給付組合積立金 等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条第一項	組合は (厚生年金保険給付組合積立金 厚生年金保険給付組合積立金等資 金 及び退職等年金給付組合積立金 等資金 退職等年金給付組合積立金等資金 地方公共団体の一時借入れ	地方公務員共済組合連合会は (厚生年金保険給付調整積立金 厚生年金保険給付調整積立金等資金 及び退職等年金給付調整積立金 等資金 退職等年金給付調整積立金等資金 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。)又 は市町村連合会の借入れ
第十六条第一項第六 号	組合員	全ての組合の組合員

号	当該組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条第一項第七号	主務省令	総務省令
第十六条第二項	組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条第三項	組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条の二第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二第一項第三号ロ	組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二第一項第四号	組合員	全ての組合の組合員
第十六条の二第一項第十号	地方公共団体の一時借入れ	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れ
第十六条の二第一項第十一号	当該組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二第三項	組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条の二第四項	組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	地方公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金

(支給の繰下げの申出があつた場合における法第八十九条等の規定の適用)

第二十五条の十 法第九十四条第一項の申出があつた場合における法第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第二項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十九条第二項	給付事由が生じた日から 給付事由が生じた日が	第九十四条第一項の申出をした日(以下「繰下げ申出日」という。)から 繰下げ申出日が
第八十九条第三項及び第四項並びに第九十条第二項から第四項まで	給付事由が生じた日	繰下げ申出日
第九十一条第二項	支給の請求	第九十四条第一項の申出
第九十一条第三項及び第九十三条第一項 第二号	給付事由が生じた日	繰下げ申出日

(継続長期組合員に係る公庫等の範囲)

第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 日本消防検定協会

二 株式会社日本政策金融公庫(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生

活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金

融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行、国民金融公庫法の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十六号

）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となった旧国民金融公庫及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金を含む。）

三 株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行、同法附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫を含む。）

四 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）

五 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）

六 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（同法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となった旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となった旧農用地開発公団を含む。）

七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究

所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）

八 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）第三条の独立行政法人科学技術振興機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む。）

九 独立行政法人労働者健康安全機構（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）

十 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）

十一 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）

十二 独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）

十三 独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）

十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二

条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）

十五 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）

十六 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）

十七 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）

十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団、同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。）

十九 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。）

二十 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構並びに同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）

二十一 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

二十二 独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第百十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）

二十三 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）

二十四 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）

二十五 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団

二十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

二十七 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散

した旧国民生活センターを含む。)

二十八 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百三十一号)附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター

二十九 国立研究開発法人海洋研究開発機構(平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。)

三十 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律(平成二十五年法律第十九号)附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構(同法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法(平成十四年法律第二百二十五号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。)

三十一 日本下水道事業団

三十二 独立行政法人国際交流基金(独立行政法人国際交流基金法(平成十四年法律第三百三十七号)附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。)

三十三 独立行政法人空港周辺整備機構(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十四号)附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。)

三十四 独立行政法人国際協力機構(独立行政法人国際協力機構法(平成十四年法律第三百三十六号)附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。)

三十五 自動車安全運転センター

三十六 独立行政法人日本学生支援機構(独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。)

三十七 放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園(同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大

学学園を含む。)

三十八 広域臨海環境整備センター

三十九 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。)
附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)により設立された関西国際空港株式会社(設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。)

四十 消防団員等公務災害補償等共済基金

四十一 地方公務員災害補償基金

四十二 総合研究開発機構法を廃止する法律(平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。)
による廃止前の総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)により設立された総合研究開発機構(廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。)

四十三 危険物保安技術協会

四十四 独立行政法人日本芸術文化振興会(独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第百六十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。)

四十五 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十四号)附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

四十六 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。)

四十七 預金保険機構

四十八 日本たばこ産業株式会社

四十九 日本電信電話株式会社

- 五十 北海道旅客鉄道株式会社
- 五十一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 五十二 四国旅客鉄道株式会社
- 五十三 日本貨物鉄道株式会社
- 五十四 日本私立学校振興・共済事業団
- 五十五 東日本電信電話株式会社
- 五十六 西日本電信電話株式会社
- 五十七 株式会社産業再生機構
- 五十八 独立行政法人農畜産業振興機構
- 五十九 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 六十 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）
- 六十一 独立行政法人福祉医療機構
- 六十二 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 六十三 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 六十四 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
- 六十五 独立行政法人奄美群島振興開発基金

六十六 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

六十七 東日本高速道路株式会社

六十八 首都高速道路株式会社

六十九 中日本高速道路株式会社

七十 西日本高速道路株式会社

七十一 阪神高速道路株式会社

七十二 本州四国連絡高速道路株式会社

七十三 日本司法支援センター

七十四 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）

七十五 地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）

七十六 地方競馬全国協会

七十七 全国健康保険協会

七十八 株式会社産業革新機構

七十九 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）

八十 日本年金機構

- 八十一 漁船保険中央会
- 八十二 日本商工会議所
- 八十三 全国土地改良事業団体連合会
- 八十四 全国中小企業団体中央会
- 八十五 全国商工会連合会
- 八十六 高圧ガス保安協会
- 八十七 漁業共済組合連合会
- 八十八 軽自動車検査協会
- 八十九 小型船舶検査機構
- 九十 日本銀行
- 九十一 日本弁理士会
- 九十二 原子力発電環境整備機構
- 九十三 東京地下鉄株式会社
- 九十四 日本アルコール産業株式会社
- 九十五 株式会社商工組合中央金庫
- 九十六 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 九十七 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
- 九十八 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 九十九 株式会社国際協力銀行

- 百 新関西国際空港株式会社
- 百一 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 百二 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 百三 株式会社海外需要開拓支援機構
- 百四 地方公共団体情報システム機構
- 百五 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 百六 広域的運営推進機関
- 百七 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- 百八 使用済燃料再処理機構
- 百九 外国人技能実習機構

附 則

(支給の繰上げの請求があつた場合における法第八十九条等の規定の適用)

第三十条の三 法附則第十九条第一項の請求があつた場合における法第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第一項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十九条第二項	給付事由が生じた日	附則第十九条第一項の請求をした日(以下「繰上げ請求日」という。)から
	から	
第八十九条第三項及	給付事由が生じた日	繰上げ請求日が
	給付事由が生じた日	繰上げ請求日

<p>第九十一条第三項及び第九十三条第一項第二号</p>	<p>第九十一条第一項</p>	<p>び第四項並びに第九十条第二項から第四項まで</p>
<p>給付事由が生じた日</p>	<p>受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内</p>	
<p>繰上げ請求日</p>	<p>請求をする者は、附則第十九条第一項の請求と同時に</p>	

○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百十一号）（抄）

附 則

（平成二十七年における年金額の改定）

第二条の二 地方議会議員（地方公共団体の議会の議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る平成二十七年四月分以後の月分の旧退職年金、改正法附則第八条に規定する旧公務傷病年金（第三項及び第四項において「旧公務傷病年金」という。）及び改正法附則第九条に規定する旧遺族年金（第三項及び第四項において「旧遺族年金」という。）並びに特例退職年金、改正法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金（第三項において「特例公務傷病年金」という。）及び改正法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金（第三項において「特例遺族年金」という。）のうち平成二十六年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、そのが引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる改正法附則第二十一条に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を改正法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬月額（旧法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬月額とみなされる額を含む。）とみなし、旧法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額、平成二十六年六月一日において適用されていた改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後にける廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方

公共団体の議員報酬額又は報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。)に係る存続共済会の定款で定める標準報酬月額(その額が、改正法附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第五十一条第一項第一号に規定する都道府県議会議員存続共済会、同項第二号に規定する市議会議員存続共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員存続共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。)に四・八〇八を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百四号)第五条による改正前の前二項の規定により改定された旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金の額(同条による改正前のこの項の規定の適用を受けたものに限る。)又は特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金のうち平成二十五年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4 改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金に係る第一項の規定の適用については、同項中「改正法による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この項において「旧法」という。)

第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬月額(旧法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬月額」とあるのは「改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この項において「改正前の共済法」という。)

第百六十一条第二項に規定する標準報酬月額(改正前の共済法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬月額」と、「旧法第十一章又は」とあるのは「改正前の共済法第十一章又は」とする。

○ 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百四号）（抄）

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第五条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一項中「平成二十六年四月分」を「平成二十七年四月分」に、「平成二十五年五月三十一日」を「平成二十六年五月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十五年六月一日」を「平成二十六年六月一日」に、「四・七四二」を「四・八〇八」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第十六号）第四条による改正前の前二項」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百四号）第五条による改正前の前二項」に改め、「旧遺族年金」の下に「並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金」を加え、「平成二十三年六月一日」を「平成二十五年六月一日」に改める。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（抄）

（改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の読替え）

第七条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前地共済法 第二条第三項	子又は孫は、 あつてまだ配偶者が ない者又は組合 員若しくは組合員 であつた者の死亡 の当時から引き続 き第八十四条第二 項に規定する障害 等級	夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子又は孫は あるか、又は二十歳未満で障害等級（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部 を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規 定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号。以下「改正後厚生年金保険法」とい う。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）
改正前地共済法 第四十四条第二 項	ある者 組合員期間 別表第二の各号に 掲げる受給権者の 区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定 める率	あり、かつ、まだ配偶者がない者 旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員 期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象 期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。） 改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率

<p>改正前地共済法 第四十七条第一 項</p>	<p>あるときは、前二 条の規定に準じて 、これを</p>	<p>あるときは、 配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる</p>
<p>平成二十四年一 元化法附則第六 十条第五項の規 定により読み替 えられた改正前 地共済法第五十 一条ただし書</p>	<p>退職共済年金 遺族共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）</p>
<p>平成二十四年一 元化法附則第六 十条第五項の規 定により読み替 えられた改正前 地共済法第五十 一条ただし書</p>	<p>退職共済年金 遺族共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下この条及び第七十四条第一項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）</p>
<p>平成二十四年一 元化法附則第六 十条第五項の規 定により読み替 えられた改正前 地共済法第五十 一条ただし書</p>	<p>退職共済年金 遺族共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（以下この条及び第七十四条第一項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち退職を給付事由とするものをいう。以下同じ。）</p>

改正前地共済法第七十四條第一項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	障害共済年金	旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）
改正前地共済法第七十六條第一項	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	障害共済年金	旧職域加算障害給付
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付
改正前地共済法第七十六條第二項	退職共済年金の額のうち第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額	旧職域加算退職給付
	障害共済年金の額のうち第八十七條第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる金額（当該障害共済年金の額が同条第四項又は第九十條第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定されたものであるときは、これらの規定により算定した額より算定した額	旧職域加算障害給付

<p>項 改正前地共済法 第七十九条第一</p>	<p>改正前地共済法 第七十九条の前 の見出し</p>		
<p>金額の合算額</p>	<p>退職共済年金 次の各号に掲げる</p>	<p>退職共済年金 のうち第九十九条の 規定により読み替え られたこれらの規 定に掲げる金額（ 同条第三項の規 定が同条第四項 の額が同条第四項 の規定により算定 されたものである ときは、同項に定 める金額のうち政 令で定める金額） を含む。）に相当 する金額</p>	<p>うち政令で定める 金額）に相当する 金額 遺族共済年金の額 のうち第九十九条 の二第一項第一号 イ(2)若しくは同号 ロ(2)に掲げる金額 （同条第三項の規 定により読み替え られたこれらの規 定に掲げる金額（ 同条第三項の規 定が同条第四項 の額が同条第四項 の規定により算定 されたものである ときは、同項に定 める金額のうち政 令で定める金額） を含む。）に相当 する金額</p>
<p>第二号に掲げる金額</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>	<p>旧職域加算遺族給付</p>

改正前地共済法 第七十九条第一 項第二号	改正前地共済法 第七十九条第二 項	改正前地共済法 第八十条の二第 一項	改正前地共済法 第八十条の二第 二項第一号及び 第三項	改正前地共済法 第八十条の二第 四項	第一号に掲げる金 額	零
					月数	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数
改正前地共済法 第七十九条第一 項第二号	改正前地共済法 第七十九条第二 項	改正前地共済法 第八十条の二第 一項	改正前地共済法 第八十条の二第 二項第一号及び 第三項	改正前地共済法 第八十条の二第 四項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
					退職共済年金 がその権利を取得 した日の翌日の属 する月	の平成二十七年十月一日
改正前地共済法 第八十条の二第 一項	改正前地共済法 第八十条の二第 二項	改正前地共済法 第八十条の二第 三項	改正前地共済法 第八十条の二第 四項	改正前地共済法 第八十条の二第 五項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
					若しくは遺族共済 年金	、遺族共済年金、旧職域加算障害給付若しくは旧職域加算遺族給付
改正前地共済法 第八十条の二第 二項	改正前地共済法 第八十条の二第 三項	改正前地共済法 第八十条の二第 四項	改正前地共済法 第八十条の二第 五項	改正前地共済法 第八十条の二第 六項	退職を給付事由と する年金である給 付	旧職域加算退職給付
					退職共済年金	旧職域加算退職給付
改正前地共済法 第八十条の二第 三項	改正前地共済法 第八十条の二第 四項	改正前地共済法 第八十条の二第 五項	改正前地共済法 第八十条の二第 六項	改正前地共済法 第八十条の二第 七項	退職共済年金の額	旧職域加算退職給付の額
					第七十九条第一項 及び前条	第七十九条第一項第二号
改正前地共済法 第八十条の二第 四項	改正前地共済法 第八十条の二第 五項	改正前地共済法 第八十条の二第 六項	改正前地共済法 第八十条の二第 七項	改正前地共済法 第八十条の二第 八項	これら	同号
					退職共済年金の受 給権を取得した日 の属する月の前月 までの組合員期間	旧地共済施行日前期間

項 第八十七条第二	改正前地共済法 第八十七条第二	改正前地共済法 第八十七条第一 項第二号	改正前地共済法 第八十七条第一 項	改正前地共済法 第八十七条の前 の見出し	改正前地共済法 第八十三条（見 出しを含む。）	第七十九条第一項 の	及び次条第二項の 規定の例により算 定したその支給の 停止を行わないも のとされた金額又 は第八十二条第一 項の規定の例によ り支給を停止する ものとされた金額 を勘案して	同号の

改正前地共済法 第八十七条第五 項	障害共済年金	旧職域加算障害給付
	とする	とし、これらの日が平成二十七年九月三十日以後にあるときは同日とする
改正前地共済法 第八十九条の見 出し	障害共済年金	旧職域加算障害給付
	障害共済年金の受給権者の障害の程度が減退した	旧職域加算障害給付の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める
改正前地共済法 第八十九条第一 項	請求	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として総務省令で定める場合を除き、当該旧職域加算障害給付の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）
	減退し、又は増進した後における障害の程度	障害の程度
改正前地共済法 第八十九条第二 項及び第三項並 びに第九十条第 一項	障害共済年金の額	旧職域加算障害給付の額
	障害共済年金	旧職域加算障害給付
改正前地共済法 第九十条第二項	公務等による障害共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
	公務等によらない障害共済年金	公務等によらない旧職域加算障害給付
ち	障害共済年金のうち	旧職域加算障害給付のうち

<p>の前の見出し並びに同条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号</p>		
<p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号イ</p>	<p>(1)及び(2)に掲げる金額の合算額</p>	<p>(2)に掲げる金額</p>
<p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号イ</p>	<p>月数(一)</p>	<p>月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数(一)</p>
<p>(2)改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号ロ</p>	<p>(1)及び(2)に掲げる金額の合算額</p>	<p>(2)に掲げる金額</p>
<p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号ロ</p>	<p>月数</p>	<p>月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数</p>
<p>改正前地共済法第九十九条の二第一項第二号</p>	<p>退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この条、次条及び第九十九条の四の二に</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>

<p>において「退職共済年金等」という。のいずれか</p>	<p>遺族共済年金</p>	<p>改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第二号イ</p> <p>退職共済年金 国家公務員共済組 合法による年金で ある給付で退職共 済年金</p>	<p>(1)</p> <p>改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第二号イ</p> <p>金額から政令で定 める額を控除した 金額</p>	<p>(2)</p> <p>改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第二号イ</p> <p>相当する額に当該 政令で定める額を 加算した額</p>	<p>改正前地共済法 第九十九条の二 第一項第二号ロ</p> <p>退職共済年金等の 額の合計額（第八 十条第一項の規定 又は他の法令の規 定でこれに相当す るものとして政令 で定めるものによ り加給年金額が加 算された退職共済 年金等にあつては 、これらの規定を 適用しない額とす</p>
	<p>旧職域加算遺族給付</p>	<p>旧職域加算退職給付 平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を 給付事由とするもの</p>	<p>金額</p>	<p>相当する額</p>	<p>旧職域加算退職給付に相当する額</p>

改正前地共済法 第九十九条の二 第三項	改正前地共済法 第九十九条の二 第四項	遺族共済年金が公 務等による遺族共 済年金	金額又は第二項第 一号イに掲げる第 一項第一号ロの規 定の例により算定 した金額	五十円	百円	とする。 とする。）	る。以下同じ。） に相当する額から 政令で定める額を 控除した額	相当する額に政令 で定める額を加算 した額	相当する額					
							遺族共済年金（ 公務等による遺族 共済年金	前二項	第一項第一号イ(2)	遺族共済年金の 月数―	月数―	月数（ 遺族共済年金が公 務等による遺族共 済年金	金額	旧職域加算遺族給付（ 公務等による旧職域加算遺族給付

改正前地共済法	改正前地共済法 第九十九条の二 の二第一項	遺族共済年金	遺族共済年金等の いずれか	遺族共済年金	改正前地共済法 第九十九条の二 第六項	前各項	遺族共済年金	改正前地共済法
		金額又は同条第二 項第二号に定める 金額	とき、又は同条第 二項第一号に掲 げる金額が同号イ に定める金額を上 回るときは、それ ぞれ同条第一項第 二号イ	旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付			
遺族共済年金が公	遺族共済年金	金額	金額又は同条第二 項第二号に定める 金額	旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付	第一項、第三項及び第四項	た金額	により改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額、改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）若しくは改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付として改正後地共済令第二十五条の十一各号に掲げる給付の額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。）を控除して得た金額
旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付	旧職域加算遺族給付	第一項、第三項及び第四項	た金額	により改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額、改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額（改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額）若しくは改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付として改正後地共済令第二十五条の十一各号に掲げる給付の額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。）を控除して得た金額

<p>第百五條第一項 本文</p>	<p>項第一号及び第二項第一号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者</p>	<p>後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四に規定する標準賞与額をいう。以下この条において同じ。）が改定される者</p>
<p>同条第一項第二号及び第二項第二号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項第二号及び第二項第二号の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定される者</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、当該請求をしたときに</p>
<p>組合員期間を請求することが</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>の請求（以下「離婚特例適用請求」という。）があつたものとみなす</p>

改正前地共済法 第七條の三第 一項	あつた 組合員期間	あつたものとみなされる 旧地共済施行日前期間
改正前地共済法 第七條の三第 一項第一号	第一号特例適用者 の掛金の標準とな つた給料の額に一 から離婚特例割合 （按分割合を基礎 として総務省令で 定めるところによ り算定した率をい う。以下同じ。） を控除して得た率 を乗じて	改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項第一号に定める額（第三号厚生年金被保険者期間（改正後 厚生年金保険法第二條の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。） に係るものに限る。）を第四十四條第二項に規定する政令で定める数値で除して
改正前地共済法 第七條の三第 一項第二号	第二号特例適用者 の掛金の標準とな つた給料の額（掛 金の標準となつた 給料の額を有しな い月にあつては、 零）に、第一号特 例適用者の掛金の 標準となつた給料 の額に離婚特例割 合を乗じて得た額 を加えて	改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項第二号に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るも のに限る。）を第四十四條第二項に規定する政令で定める数値で除して

改正前地共済法 第七條の三第 二項	あつた 組合員期間	あつたものとみなされる 旧地共済施行日前期間
改正前地共済法 第七條の三第 二項第一号	第一号特例適用者 の掛金の標準とな つた期末手当等 の額に一から離婚特 例割合を控除して 得た率を乗じて得 た額	改正後厚生年金保険法第七十八條の六第二項第一号に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）
改正前地共済法 第七條の三第 二項第二号	第二号特例適用者 の掛金の標準とな つた期末手当等 の額（掛金の標準と なつた期末手当等 の額を有しない月 にあつては、零） に、第一号特例適 用者の掛金の標準 となつた期末手当 等の額に離婚特例 割合を乗じて得た 額を加えて得た額	改正後厚生年金保険法第七十八條の六第二項第二号に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）
改正前地共済法 第七條の三第 三項	組合員期間又は地 方公共団体の長で あつた期間	旧地共済施行日前期間
改正前地共済法	あつた	あつたものとみなされる

	<p>のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額</p>	
<p>改正前地共済法 第百十一条第三項</p>	<p>組合員期間 退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額</p>	<p>旧地共済施行日前期間 旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額</p>
<p>改正前地共済法 第百四十条第一項</p>	<p>政令で定めるもの</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令第三十九条第一項に規定するもの</p>
<p>改正前地共済法 第百四十二条第二項の表第百四十条第一項の項</p>	<p>政令で定めるもの</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令第四十三条第七項に規定するもの</p>
<p>改正前地共済法 第百四十四条の二十四の二第一項及び第五項</p>	<p>退職共済年金 遺族共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付 旧職域加算遺族給付</p>
<p>五十円</p>	<p>五十銭</p>	

第四百四十四条の二十六第一項	百円	一円	旧職域加算退職給付
改正前地共済法附則第十八条の二の見出し	退職共済年金		
改正前地共済法附則第十八条の二第二項	前項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項	
改正前地共済法附則第十八条の二第二項	又は附則第九条の二の二第一項	若しくは第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第七条の三第一項	
改正前地共済法附則第二十二條及び第二十四條の二の前の見出し	前項	平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項	
改正前地共済法附則第二十二條及び第二十四條の二の前の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付	
改正前地共済法附則第二十二條及び第二十四條の二の前の見出し	これら	同項	
改正前地共済法附則第二十二條及び第二十四條の二の前の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付	
改正前地共済法附則第二十二條及び第二十四條の二の前の見出し	前項	平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項	
改正前地共済法附則第二十二條及び第二十四條の二の前の見出し	前項	若しくは附則第九条の二の二第一項又は改正後厚生年金保険法附則第十三条の四第一項	
改正前地共済法附則第二十二條及び第二十四條の二の前の見出し	二の二第一項	平成二十七年経過措置政令第五条の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた前項	

	<p>第三号に掲げる金額の合算額又は当該合算額に特例加算額を加算した金額</p>	
<p>改正前地共済法附則第二十六条の四（見出しを含む。）</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>改正前地共済法附則第二十七条の見出し</p>	<p>障害共済年金</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>
<p>改正前地共済法附則第二十七条第一項及び第二十八条の四の見出し</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>改正前地共済法附則第二十八条の四第二項</p>	<p>退職共済年金の額を 遺族共済年金の額を</p>	<p>旧職域加算退職給付の額を 旧職域加算遺族給付の額を</p>
<p>改正前地共済法附則第二十八条の七第一項、第二項及び第六項第二号、第二十八条の九（見出</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>

しを含む。)並びに第二十八条の十の見出し及び同条第二号		
改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第一項	第四十四条の二から第四十四条の五まで	適用する改正後厚生年金保険法(平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十一条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。)第四十三条の二から第四十三条の五まで
改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項	第四十四条の二(第四十四条の三から第四十四条の五まで)	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで)
改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第三項	第四十四条の三(第四十四条の五)	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五)
改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第四項	第四十四条の四(第四十四条の五)	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四(適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五)
改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第五項	第四十四条の五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
改正前地共済法附則第二十八条の十二の四	組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間	組合員期間

改正前地共済法 附則第二十八条 の十二の五	退職共済年金 、附則第二十条の 二第二項第一号、 附則第二十条の三 第一項及び附則第 二十八条の第十三 第一項の規定	旧職域加算退職給付 の規定
改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第二条第一 号	これらの規定 第一条の規定によ る改正後の地方公 務員等共済組合法 をいう	同号 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定に よりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員 等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改 正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過 措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。） 第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定に よる読替え後のものとする
改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第十五条第 一項	規定中「千分の五 ・四八一」とある のは同表の第二欄 に掲げる割合に、	規定中 附則第二十条の二第二項中
改正前昭和六十	附則第二十條の二 第二項中「千分の 五・四八一」とあ るのは「千分の七 ・三〇八」と、 組合員期間が二十	地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をい

年地共済改正法 附則第十八条	年未満 組合員期間には	う。以下この条において同じ。）が二十年未満
改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第十九条第 一項	組合員期間には 組合員期間には	旧地共済施行日前期間には
改正前昭和六十 年地共済改正法 附則第十九条第 二項及び第五 項並びに第三十 五条第一項から 第三項まで	組合員期間 組合員期間	旧地共済施行日前期間 旧地共済施行日前期間

2 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条	<p>国の旧法」若しくは「国の新法 地方公務員等共済 組合法（以下「法 」という</p>	<p>国の旧法</p> <p>法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする。以下同じ</p>
-----	--	--

	<p>地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という）</p> <p>国の旧法若しくは国の新法</p>	<p>施行法（平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）をいう。以下同じ）</p> <p>国の旧法</p>
<p>第二十五条の二 第三号</p>	<p>国の新法</p>	<p>国の新法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令第六条、第七条第一項又は第八条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読替え後のものとする。以下同じ。）</p>
<p>第二十五条の二 第四号</p>	<p>昭和六十年国の改正法</p>	<p>昭和六十年国の改正法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）をいう。以下同じ。）</p>
<p>第二十五条の三 第一項第八号</p>	<p>私立学校教職員共済法第二十五条</p>	<p>私立学校教職員共済法（平成二十四年一元化法附則第七十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）</p>
<p>（以下「私立学校教職員共済法」という。）及び私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の</p>	<p>限る。）及び私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の</p>	<p>限る</p>

	七の四（同条第五号に係る部分に限る）	
第二十五条の三 第一項第十号	限る。）及び第十条の七の四（同条第五号に係る部分に限る	限る
第二十五条の三 第二項第十号	第二十三条の六第二項	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正後の第二十三条の六第二項
第二十五条の四 の二の見出し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
第二十五条の四 の二第一項	退職共済年金 組合員期間（	旧職域加算退職給付（法第七十八条第一項に規定する旧職域加算退職給付をいう。以下同じ。） 旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）（
	基礎として法第七十九条第一項第一号の規定により算定した金額に次項の規定により算定した平均支給率を乗じて得た金額（昭和六十年改正法附則第十六条第一項の規定が適用される場合にあつては、当該乗じて得	基礎として

第二十五條の四の二第三項	が前項第一号に該当する	た金額に受給権取得月前組合員期間を基礎として同項の規定の例により算定した金額を加算した金額」と
	が同号に該当しない	
第二十五條の四の二第四項	退職共済年金の受給権者	旧職域加算退職給付の受給権者
	第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額	旧職域加算退職給付」
第二十五條の十の見出し	障害共済年金	旧職域加算障害給付
	障害共済年金	旧職域加算障害給付（法第八十四條第一項に規定する旧職域加算障害給付をいう。以下同じ。）
第二十五條の十の第一項	障害共済年金の	旧職域加算障害給付の
	障害共済年金（	旧職域加算障害給付（
第二項	併合障害共済年金	併合旧職域加算障害給付

第二十五条の十 第三項	加算された障害共 済年金		加算された旧職域加算障害給付
	第一号に掲げる金 額は法第八十七条 第一項第一号又は 第二項第一号に掲 げる金額の一部で あるものと、第二 号		第二号
第二十五条の十 三の見出し及び 同条第一項	障害共済年金	旧職域加算障害給付	
	支給される障害共 済年金	併合旧職域加算障害給付 支給される旧職域加算障害給付	
第二十六条の十 三の見出し	退職共済年金等	旧職域加算退職給付	
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	
第二十六条の十 三第一項	又は第二項の規定	の規定	
	遺族共済年金は	旧職域加算遺族給付（法第九十九条第一項に規定する旧職域加算遺族給付をいう。以下同じ。）は	
第二十六条の十 四の見出し	遺族共済年金の 退職共済年金等の いずれか	旧職域加算遺族給付 旧職域加算退職給付	
	遺族共済年金	旧職域加算遺族給付	

<p>第二十六条の十 四第一項</p>	<p>遺族共済年金 退職共済年金等の いずれか</p>	<p>旧職域加算遺族給付 旧職域加算退職給付</p>
<p>第二十六条の十 四第二項</p>	<p>又は第二項の規定 遺族共済年金</p>	<p>の規定 旧職域加算遺族給付</p>
<p>第二十六条の二 十一の見出し</p>	<p>退職共済年金等</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>第二十六条の二 十一</p>	<p>退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>第二十六条の二 十二、第二十六 条の二十七（見 出しを含む。） 、第二十六条の 二十八及び第二 十六条の三十（ 見出しを含む。 ）</p>	<p>障害共済年金</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>
<p>第二十七条第一 項</p>	<p>退職共済年金又は 障害共済年金の額 のうち、法第七十 六条第二項の規定 により支給の停止 を行わないことと される部分に相当 する額</p>	<p>旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額</p>
<p>第二十七条第一</p>	<p>退職共済年金又は</p>	<p>旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額</p>

<p>項第二号から第四号まで</p>	<p>障害共済年金の額</p>
<p>第二十七条第二項</p>	<p>遺族共済年金の受給権者</p>
<p>当該年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する金額</p>	<p>旧職域加算遺族給付の額</p>
<p>又は第二項第二号の規定</p>	<p>の規定</p>
<p>遺族共済年金の額</p>	<p>旧職域加算遺族給付の額</p>
<p>同条第一項第二号</p>	<p>同号</p>
<p>退職共済年金又は国の新法による退職共済年金</p>	<p>旧職域加算退職給付</p>
<p>遺族共済年金の職域相当額に相当する金額</p>	<p>旧職域加算遺族給付の額</p>
<p>退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に</p>	<p>旧職域加算退職給付の額</p>

<p>第二十七条第三項</p> <p>相当する金額</p>	<p>、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項の規定、法第九十二条第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九条の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項</p>	<p>旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付</p>	<p>退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の額</p>	<p>旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付</p>	<p>第二十七条第四項</p> <p>退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金</p> <p>、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項若しくは、法第九十二条第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九条の四第一項から第三項まで</p>	<p>又は法第九十九条の四第一項から第三項まで</p> <p>若しくは</p> <p>又は法第九十九条の四第一項から第三項まで</p>
-------------------------------	--	---------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------	--	---

	若しくは第九十九 条の五第一項	
附則第三十条の 二の十六の見出 し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
附則第三十条の 二の十六第一項	組合員期間 法第七十九条第一 項又は第二百二条第 一項	旧地共済施行日前期間 法第七十九条第一項第二号
附則第三十条の 二の二十の見出 し	退職共済年金	旧職域加算退職給付
附則第三十条の 二の二十第一項	組合員期間 法第七十九条第一 項	旧地共済施行日前期間 法第七十九条第一項第二号
	金額（地方公共団 体の長であつた期 間が十二年以上で ある者にあつては 、法附則第二十四 条第一項の規定の 例により算定した 金額）	金額
附則第三十条の 二の二十第二項 、第四項及び第 五項	組合員期間	組合員期間のうち旧地共済施行日前期間

附則第三十条の 二の二十第六項	退職共済年金	旧職域加算退職給付
--------------------	--------	-----------

(改正前地共済法による職域加算額に係る平成六年地共済改正法等の規定の読替え)

第十二条 改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十九号。以下この項において「平成六年地共済改正法」という。) 附則第八条の規定並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。以下この項及び第十八条第一項において「平成十二年地共済改正法」という。) 附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成六年地共済 改正法附則第八 条の見出し	障害共済年金	旧職域加算障害給付
平成六年地共済 改正法附則第八 条第一項	法による 法第八十四条第二 項	第一条の規定による改正前の法による なお効力を有する改正前地共済法(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)) 附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。)) 第五条の規定により読み替えられた規定にあつては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。 。第八十四条第二項
平成六年地共済 改正法附則第八 項	同条第一項の障害 共済年金 法第八十四条第一 項	なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第一項の旧職域加算障害給付 なお効力を有する改正前地共済法第八十四条第一項

<p>条第二項及び第三項</p> <p>平成十二年地共済改正法附則第十條の前の見出し</p>	<p>障害共済年金</p>	<p>旧職域加算障害給付</p>
<p>平成十二年地共済改正法附則第十條の前の見出し</p>	<p>法による年金である給付等の額</p>	<p>改正前地共済法による職域加算額</p>
<p>平成十二年地共済改正法附則第十條第一項</p>	<p>法第七十九條第一項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十條第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第五條、第六條第一項又は第七條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読み替え後のものとする。以下この条において同じ。）第七十九條第一項第二号</p>
<p>昭和六十年改正法附則第八條第二項</p>	<p>昭和六十年改正法附則第八條第二項</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二條の規定（平成二十四年一元化法附則第一條第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第八條第二項</p>
<p>から第三項まで</p> <p>昭和六十年改正法附則第三十條第一項</p>	<p>から第三項まで</p> <p>昭和六十年改正法附則第三十條第一項</p>	<p>及び第三項</p> <p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十條第一項</p>
<p>附則第二十條の二</p> <p>第二項第二号及び第三号（法附則第</p>	<p>附則第二十條の二</p> <p>第二項第二号及び第三号（法附則第</p>	<p>附則第二十六條第五項</p>

	<p>二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四百条第二項</p>
<p>平成十二年地共済改正法附則第十條第一項第一号</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>
<p>平成十二年地共済改正法附則第十條第一項第二号</p>	<p>第七十九条第一項</p>	<p>第七十九条第一項第二号</p>
	<p>組合員期間 として法 第七十九条第一項</p>	<p>旧地共済施行日前期間 としてなお効力を有する改正前地共済法 第七十九条第一項第二号</p>
	<p>昭 和 六 十 年 改 正 法</p>	<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法</p>
	<p>昭 和 六 十 年 改 正 法</p>	<p>昭 和 六 十 年 改 正 法</p>

<p>平成十二年地共 済改正法附則第 十條第二項</p>	<p>、法 、なお効力を有する改正前地共済法</p>
<p>平成十二年地共 済改正法附則第 十條第三項</p>	<p>第四十四條第二項 に 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第七條第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十條第五項の規定によりなお効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の第四十四條第二項に</p>
<p>平成十二年地共 済改正法附則第 十條第四項</p>	<p>法第四十四條第二項中「組合員期間 以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>
<p>第七十九條第一項 各号中「組合員期 間の</p>	<p>第七十九條第一項第二号中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>
<p>第八十七條第一項 各号及び第二項第 一号中「組合員期 間の</p>	<p>「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七條第一項中「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>
<p>月数を組合員期間 第九十九條の第二 項第一号イ中「</p>	<p>月数を旧地共済施行日前期間 第九十九條の第二項第一号イ中「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>
<p>組合員期間の 同号ロ中「組合員</p>	<p>同号ロ中「旧地方公務員共済組合員期間が」とあるのは「基準日後組合員期間が」と、「旧地方公務員</p>

十一 条第二 項	第七十九 条第一 項	第七十九 条第一 項第二 号	昭和六十 年改正 法	なお効力 を有す る昭和 六十 年改正 法
から第三 項まで	及び第三 項	附則第二 十六 条第五 項	附則第二 十 条の二 第二 項第二 号及び 第三 号（法 附則第 二十 条の三 第一 項及び 第四 項、附 則第 二十五 条の二 第二 項、附 則第二 十五 条の三 第二 項及び 第五 項、附 則第 二十五 条の四 第二 項及び 第五 項並び に附則 第二十六 条第五 項	附則第二 十六 条第五 項
）の規 定	の規 定	被用者年 金制度 の一元 化等を 図るた めの厚 生年金 保険法 等の一 部を改 正する 法律及 び地方 公務員 等共済 組合法 及び被 用者年 金制度 の一元 化等を 図るた めの厚 生年金 保険法 等の一 部を改 正する 法律の 施行に 伴う地 方公務 員等共 済組合 法によ る長期 給付等 に關す る経過 措置に 關する 政令（ 平成 二十七 年政令 第三百 四十七 号）第 十二 条第一 項の規 定によ り読み 替えて 適用す る	平成十二 年地共 済改正 法附則 第十一 条第三 項	地方公務 員等共 済組合 法等の 一部を 改正す る法律 （平成 十六 年法律 第百三 十二 号）第 十三 条の規 定によ る改 正後の 附則第 十一 条第二 項
附則第 十一 条第二 項	附則第 十一 条第三 項			

項	
係る	<p>係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する</p>
同法第二条	<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条</p>
、法	<p>、なお効力を有する改正前地共済法</p>
長期給付」と、「組合員期間	<p>長期給付」と、「旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>
別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	<p>改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率</p>
<p>第七十九条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の</p>	<p>第七十九条第一項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>

<p>一・一五四」と、「組合員期間の組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」</p>
<p>同条第二項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六</p>	<p>同条第二項第二号</p>

<p>九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号</p>	
<p>月数を組合員期間第九十九条の二第一項第一号イ(1)中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号イ(2)</p>	<p>月数を旧地共済施行日前期間第九十九条の二第一項第一号イ(2)</p>
<p>組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数</p>

<p>後組合員期間の月数」と、同号ロ(1)中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と</p>	<p>組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)(ii)</p>	
<p>組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第二十条の第二項第二号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第三号イ中「千分の一・〇九</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した</p>	<p>旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(2)(ii)</p>

	<p>六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号口中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間の</p>	
<p>平成十二年地共済改正法附則第十一條の二の見出し</p>	<p>法による年金である給付の額</p>	<p>改正前地共済法による職域加算額</p>
<p>平成十二年地共済改正法附則第十一條の二第一項</p>	<p>年金である給付 法第四十四條の二から第四十四條の五まで</p>	<p>改正前地共済法による職域加算額 適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十條第十一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十一條第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三條の二から第四十三條の五まで</p>
<p>平成十二年地共済改正法附則第十一條の二第二項</p>	<p>法第四十四條の二（法第四十四條の三から第四十四條の五まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の三から第四十三條の五まで</p>
<p>平成十二年地共済改正法附則第十一條の二第二項</p>	<p>法第四十四條の二第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三條の二第一項</p>

項 第一号	平成十二年地共 済改正法附則第 十一条の二第三 五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
項	平成十二年地共 済改正法附則第 十一条の二第四 五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
項	平成十二年地共 済改正法附則第 十一条の二第五 五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
項	平成十二年地共 済改正法附則第 十一条の二第五 五	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号

2 改正前地共済法による職域加算額に係る地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十五年政令第十七号。以下この項及び第十八条第二項において「平成十五年地共済改正令」という。）附則第五条第一項から第四項まで及び第六条から第九条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十五年地共済改正令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第五条第一 法による障害共済 年金（ 年改正法</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（第三項において「改正前地共済法による職域加算額」という。）のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」といい、 について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十二条第一</p>
--	--

附則第五條第二項	法による障害共済年金について 、平成十二年改正法 適用する法	旧職域加算障害給付について平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する 、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法
附則第五條第三項	法による遺族共済年金（法） 平成十二年改正法 適用する法	適用するなお効力を有する改正前地共済法 改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」とい い、なお効力を有する改正前地共済法 平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法 適用するなお効力を有する改正前地共済法
附則第五條第四項	法による遺族共済年金について 、平成十二年改正法 適用する法	旧職域加算遺族給付について平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用す る 、平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えて適用する平成十二年改正法
附則第六條第一項	法第九十五条 適用する法	適用するなお効力を有する改正前地共済法 なお効力を有する改正前地共済法第九十五条
附則第六條第一項第二号	として法	としてなお効力を有する改正前地共済法
附則第七條第一項	法第九十五条に	なお効力を有する改正前地共済法第九十五条に

項	公務等による障害 共済年金	公務等による旧職域加算障害給付
附則第七条第一 項第二号	として法	としてなお効力を有する改正前地共済法
附則第七条第三 項	、法 「組合員期間 別表第二の各号に 掲げる受給権者の 区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定 める率 地方公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律	、なお効力を有する改正前地共済法 「旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率
附則第八条第一 項	支給する法 公務等による遺族 共済年金の法	支給するなお効力を有する改正前地共済法 公務等による旧職域加算遺族給付のなお効力を有する改正前地共済法
附則第八条第一 項第二号	として法	としてなお効力を有する改正前地共済法
附則第八条第三 項	、法	、なお効力を有する改正前地共済法
附則第九条第一 項	法第九十九条の二 第三項 公務等による遺族 共済年金の法	なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第三項 公務等による旧職域加算遺族給付のなお効力を有する改正前地共済法

附則第九条第一項第二号	として法	としてなお効力を有する改正前地共済法
附則第九条第三項	、法	、なお効力を有する改正前地共済法
「組合員期間	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	「旧地共済施行日前期間
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率	改正後厚生年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

（改正前地共済法による職域加算額に係る改正後地共済法等の規定の適用）

第十三条 改正前地共済法による職域加算額の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八条の規定、地方公務員等共済組合法第六十条及び第六項及び第九項の規定、改正後地共済法第一百七十七条から第二百一十一条まで及び別表第二の規定並びに平成二十四年一元化法附則第六十三条及び第六十四条第一項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

地方公務員等共済組合法第六十条第六項	同じ	同じ。）及び旧職域加算障害給付（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。 。）附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下この項及び第九項において同じ
地方公務員等共済組合法第六十条第六項ただ	障害厚生年金	障害厚生年金及び旧職域加算障害給付

平成二十四年一元化法附則第六十三條第二項から第四項まで	老齡厚生年金等	当該老齡厚生年金等	地方公務員等共済組合法第六十八條第九項	前二項	し書
				第六項	
平成二十四年一元化法附則第六十三條第二項から第四項まで	老齡厚生年金等及び旧職域加算退職給付等	当該老齡厚生年金等及び旧職域加算退職給付等	改正後地共済法第七十七條第一項	及び退職等年金給付	第六項
				徴収金	
平成二十四年一元化法附則第六十三條第一項	老齡厚生年金等及び旧職域加算退職給付等	当該老齡厚生年金等及び旧職域加算退職給付等	改正後地共済法第七十七條第一項	及び退職等年金給付	第六項
				徴収金並びに平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前のこの法律による長期給付に係る掛金加算額	
平成二十四年一元化法附則第六十三條第一項	老齡厚生年金等及び旧職域加算退職給付等	当該老齡厚生年金等及び旧職域加算退職給付等	改正後地共済法第七十七條第一項	及び退職等年金給付	第六項
				徴収金並びに平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前のこの法律による長期給付に係る掛金加算額	

平成二十四年一元化法附則第六十四條第一項	厚生年金保険法第五十九條第一項に規定する遺族厚生年金を受けられることができる	平成二十七年経過措置政令第七條第一項の規定により読み替えられた附則第六十條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第二條第一項第三号に規定する
平成二十四年一元化法附則第六十四條第二項	遺族厚生年金の 老齡厚生年金等 当該遺族厚生年金 遺族厚生年金	遺族厚生年金及び平成二十七年経過措置政令第六條第一項の規定により読み替えられた附則第六十條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九條第一項に規定する旧職域加算遺族給付（以下この条において「旧職域加算遺族給付」という。）の 老齡厚生年金等及び旧職域加算退職給付等 当該遺族厚生年金及び当該旧職域加算遺族給付 遺族厚生年金及び旧職域加算遺族給付

2 前項の規定により読み替えて適用する平成二十四年一元化法附則第六十三條の規定にかかわらず、改正前地共済法による職域加算額（退職又は死亡を給付事由とするものに限る。以下この項において同じ。）の算定の基礎となる期間が二十年未満である者に支給する当該改正前地共済法による職域加算額の算定については、平成二十四年一元化法附則第六十條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八條の規定を準用する。この場合において、同条中「組合員期間が二十年未満」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額（退職又は死亡を給付事由とするものに限る。以下この条において「改正前地共済法による職域加算額」という。）の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満」と、「又はその遺族に支給する退職共済年金又は遺族共済年金の額」とあるのは「に支給する改正前地共済法による職域加算額」と、「当該退職共済年金又は遺族共済年金の額」とあるのは「当該改正前地共済法による職域加算額」と読み替えるものとする。

（施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え）
第十四條 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済法及びなお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>なお効力を有する改正前地共済法第二条第三項</p>	<p>第八十四条第二項に規定する障害等級</p>	<p>障害等級（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十七条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項</p>	<p>別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率</p>	<p>平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第四十三条第一項に規定する再評価率</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十六条の見出し</p>	<p>同順位者</p>	<p>遺族</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十六条</p>	<p>前条 受けるべき遺族に同順位者</p>	<p>第九十九条第一項 受けることができる遺族</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十七条第一項</p>	<p>あるときは、前二条の規定に準じて、これを 遺族（弔慰金又は遺族共済年金については、これらの給付に係る組合員であつた者の他の遺族）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該</p>	<p>あるときは、 配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる</p>

	死亡した者の相続人に支給する	
なお効力を有する改正前地共済法第八十九条第一項	の障害の程度が減退した 請求 減退し、又は増進した後における障害の程度	について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めると認める 請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として総務省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。） 障害の程度
なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二第五項	第四十五条 受けるべき に同順位者が二人	前条第一項 受けることができる が二人
なお効力を有する改正前地共済法第九十九条の二の二第二項	第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済法第七十条の四第一項	前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。）の改定又は決定が行われた 対象期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の二第二項に規定する対象期間をいう。以下この条において

<p>合員期間</p>	<p>て同じ。)に係る旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間(以下「追加費用対象期間」という。)とを合算した期間をいう。以下同じ。)</p>
<p>地方公共団体の長</p>	<p>平成二十四年一元化法の施行の日(以下「施行日」という。)前の地方公共団体の長</p>
<p>対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額</p>	<p>改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十七条の四第二項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求</p>
<p>前条第一項及び第二項の規定により当該</p>	<p>当該</p>
<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>地方公共団体の長</p>	<p>施行日前の地方公共団体の長</p>
<p>離婚特例が適用された</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額が改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により改定され、又は決定された</p>
<p>対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額</p>	<p>改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額及び改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額</p>
<p>離婚特例適用請求</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定の請求</p>

	<p>同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間（旧地共済施行日前期間に係るものに限る。</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十五条の五</p>	<p>第七十五条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十五条の五の表第八十一条第二項第一号の</p>	<p>この法律 第八十一条第二項第一号 当該各月以前の</p>	<p>この法律及び適用する改正後厚生年金保険法 適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項 の標準賞与額</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十八条の八</p>	<p>前条第二項 特定離婚特例が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた</p>
<p>第一項</p>	<p>特定期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに特定離婚特例適用額</p>	<p>改定又は決定後の標準報酬月額を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額並びに改定又は決定後の標準賞与額をそれぞれ掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなした額</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十八条の八第二項</p>	<p>前条第一項 前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された</p>	<p>当該標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十九条の九</p>	<p>この法律 第七十九条の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十九条の九の表第八十条第一項の項</p>	<p>この法律 第七十九条の七第四項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（</p>	<p>この法律及び適用する改正後厚生年金保険法 改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養者みなし被保険者期間（第七十九条の四第一項に規定する旧地共済施行日前期間に係るものに限る。</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第七十九条の九の表第八十一条第二項第一号の項</p>	<p>第八十一条第二項第一号 当該各月以前の第七十九条の七第三項の規定の適用がなかつたものとした場合の当該各月以前の</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項の標準賞与額 の標準賞与額（第七十八条の十四第三項の規定による改定前の標準賞与額とし、同項の規定により決定された標準賞与額を除く。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法第四十四条の二十五の二</p>	<p>第八十一条第七項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。以</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項（改正後厚生年金保険法第五十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</p>

	<p>下この条において 同じ。） 第八十一条第七項 に</p>	
<p>なお効力を有する 改正前地共済 法第四百四十四 条の二十六第一 項</p>	<p>五十円 百円 及び第三項</p>	<p>五十銭 一円 及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する 改正前地共済 法附則第二十 条の二第三項及 び第二十條の三 第二項</p>	<p>組合員期間 改定する</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する地共済組合員等期間 改定する。この場合において、同項各号中「組合員期間」とあるのは、「旧地共済施行日前期間」とする</p>
<p>なお効力を有する 改正前地共済 法附則第二十 条の三第五項</p>	<p>第七十九条第二項 及び第三項 第三項の「</p>	<p>第七十九条第二項及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 適用する改正後厚生年金保険法（第九十九条の二の二第二項に規定する適用する改正後厚生年金保険法をいう。）第四十三条第三項の「</p>
<p>なお効力を有する 改正前地共済 法附則第二十四 条の二第六項</p>	<p>当該年齢に達した 日の翌日の属する 月の前月までの組 合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有する</p>	<p>六十五歳に達した</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>

<p>る改正前地共済 法附則第二十四 条の二第七項</p>	<p>日の翌日の属する 月の前月までの組 合員期間</p>	
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十四 条の三第三項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十四 条の三第四項</p>	<p>第七十九条第三項 組合員期間の月数</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 旧地共済施行日前期間の月数</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十五 条の二第三項、 第二十五条の三 第三項及び第六 項並びに第二十 五条の四第三項 及び第六項</p>	<p>及び第三項の規定</p>	<p>及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十五 条の六第一項、 第三項及び第四 項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有す</p>	<p>第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>

<p>る改正前地共済 法附則第二十五 条の六第五項</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十五 条の六第六項</p>	<p>第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十五 条の六第七項及 び第九項並びに 第二十六条第六 項</p>	<p>及び第三項の規定</p>	<p>及び適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の規定</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十六 条の二第二項第 二号</p>	<p>第八十一条第一項 及び第二項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第十一条又は第十一条の二</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の二第 一項</p>	<p>第四十四条の二か ら第四十四条の五 まで</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八</p>	<p>第四十四条の二（ 第四十四条の三か ら第四十四条の五</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで</p>

<p>条の十二の二第二項</p>	<p>まで</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第三項</p>	<p>第四十四条の三（第四十四条の五）</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第四項</p>	<p>第四十四条の四（第四十四条の五）</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第五項</p>	<p>第四十四条の五</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の三</p>	<p>第七十七条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用された者</p> <p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定又は決定された者</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の四</p>	<p>、特定期間一、特定期間一</p> <p>特定期間に係る</p> <p>、改定又は一</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済法附則第二十八条の十二の四</p> <p>並びに特定期間</p> <p>並びに改定又は</p>	<p>並びに改定又は</p> <p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定が行われた者</p>

<p>法附則第二十八 条の十二の五</p>	<p>定により特定離婚 特例が適用された 者</p>	
<p>なお効力を有す る改正前地共済 法附則第二十八 条の十二の六</p>	<p>特定期間 第七十七条の七第二 項及び第三項の規 定による特定離婚 特例の適用</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（第七十七条の四第一項に規定する旧地共済施行日前期間に係るものに限る。） 特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。） 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額の改 定又は決定</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十年地共済改正 法附則第二条第 一号</p>	<p>第一条の規定によ る改正後の地方公 務員等共済組合法 をいう</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力 を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をい い、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等 共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部 を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令 （平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の 規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十年地共済改正 法附則第二条第 三号</p>	<p>第二条の規定によ る改正後</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十 四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十年地共済改正 法附則第五条第 十号</p>	<p>新共済法第八十四 条第二項</p>	<p>改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以 下同じ。）第四十七条第二項</p>

<p>二項 なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第六条第二項</p>	<p>新共済法第八十四条第二項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第四十七条第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十四条第二項</p>	<p>新共済法第八十一条第七項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第二十一条の二第二項</p>	<p>新共済法第八十一条第二項及び第八十二条第一項 新共済法第八十一条第二項中「相当する部分に」とあるのは「相当する部分並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額に相当する</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項 同項</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六</p>	
<p>新共済法第八十二条</p>	<p>「とあるのは「加算される金額並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額」とする</p>
<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条</p>	<p>並びに第八十条の二第四項に規定する加算額 、第八十条の二第四項に規定する加算額並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。 。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第十六条第一項又は第四項の規定により加算された金額（以下「経過的加算額」という。）と、「加算額を除く。」とあるのは「加算額及び経過的加算額を除く。」とする</p>

<p>十年地共済改正 法附則第二十二 条</p>	<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十年地共済改正 法附則第二十五 条第一項</p>	<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十年地共済改正 法附則第二十七 条</p>	<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十年地共済改正 法附則第三十条 第五項</p>	<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十年地共済改正 法附則第九十五 条</p>	<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十年地共済改正 十年地共済改正 十年地共済改正</p>
	<p>新共済法第八十四 条第二項</p>	<p>特例、施行日前の 組合員期間を有す る者に対する新共 済法第九十三条の 規定による支給の 停止の特例</p>	<p>地方公務員等共済 組合法第九十九条 の四第三項 に対する</p>	<p>新共済法第一百五 条第一項 同条から新共済法</p>	<p>新共済法第四十四 条の二から第四十 四条の五まで</p>
	<p>改正後厚生年金保険法第四十七条第二項</p>	<p>特例</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第六十六条第二項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで</p>
			<p>に対する平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法による</p>	<p>新共済法第一百七条の四から</p>	

法附則第九十八 条第四項	再評価率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率
なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第五十五条第一項	前条	平成二十七年経過措置政令第四十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条又は平成二十七年経過措置政令第四十七条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法（平成二十四年一元化法附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）をいう。第七十七条第一項において同じ。）附則第二十一条
なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第七十七条第一項	前条において準用する附則第四百四条	平成二十七年経過措置政令第四十七条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法第四十六条又は平成二十七年経過措置政令第四十七条第五項において読み替えて準用する平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた同条第四項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後平成六年国民年金等改正法附則第二十一条 組合員である障害年金の受給権者
なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第九十九条	前条の規定により障害年金の支給を停止されている者	
なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第一百七十七条	五十円 百円	五十銭 一円

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済令及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十一年地共済経過措置政令（平成二十七年地共済改正令第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）をいう。第四百四十二条において同じ。）をいう。以下同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>なお効力を有する改正前地共済令第一条</p>	<p>国の旧法」若しくは「国の新法</p>	<p>国の旧法</p>
<p>地方公務員等共済組合法（以下「法」という</p>	<p>地方公務員等共済組合法（以下「法」という</p>	<p>法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ</p>
<p>地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という</p>	<p>地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という</p>	<p>施行法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法をいう。以下同じ</p>
<p>国の旧法若しくは国の新法</p>	<p>国の旧法若しくは国の新法</p>	<p>国の旧法</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の二第三号</p>	<p>国の新法</p>	<p>国の新法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）</p>
<p>昭和六十年国の改正法</p>	<p>昭和六十年国の改正法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲</p>	

	<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の二第四号</p>	<p>私立学校教職員共済法</p> <p>（平成二十四年一元化法附則第七十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の三第一項第一号</p>	<p>法第八十一条第七項（法第九十二条第四項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項（適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の三第一項第八号</p>	<p>限る。）及び私立学校教職員共済法施行令第七条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の七の四（同条第五号に係る部分に限る</p>	<p>限る</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の三第一項第十号</p>	<p>限る。）及び第十条の七の四（同条第五号に係る部分に限る</p>	<p>限る</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十五条の三第一項第十一号</p>	<p>第二十三条の六第二項</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正後の第二十三条の六第二項</p>

号	なお効力を有する改正前地共済令第二十六条	第四十五條及び第四十六條
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の	国の新法第七十七條第四項	平成二十七年国共済経過措置政令第十八條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條第三項
号	なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の第十五第一項第二号	第四十八條の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年国共済経過措置政令第十八條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七條第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三條第三項
号	なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の第十五第一項第三号	平成二十四年一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第七十八條の二第二項に規定する標準報酬改定請求（以下「標準報酬改定請求」という。）
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の第二十一第一項	法第百七條の三第三項	改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の第二十一第一項第一号	離婚特例（法第百五條第一項に規定する離婚特例をいう。以下この条において同じ。）が適用された場合	標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十條第一項に規定する標準報酬月額をいい、地共済組合員等期間（平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する地共済組合員等期間をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四條の四第一項に規定する標準賞与額をいい、地共済組合員等期間に係るものに限る。以下同じ。）の改定又は決定が行われた場合（以下この条において「標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合」という。）

<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十一第一項第五号</p>	<p>離婚特例適用請求 組合員期間</p>	<p>離婚特例が適用された場合 離婚特例適用請求</p>	<p>標準報酬改定請求 旧地共済施行日前期間</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十一第一項第四号</p>	<p>離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七七條の三第一項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び 改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十一第一項第三号</p>	<p>離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七七條の三第一項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び 改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十一第一項第二号</p>	<p>離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七九條第三項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三條第三項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十一第一項第一号</p>	<p>離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七七條の三第一項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び 改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項</p>	<p>離婚特例適用請求 組合員期間</p>	<p>標準報酬改定請求 旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）</p>

十号	離婚特例が適用された場合	離婚特例が適用された場合	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十一号	組合員期間及び 法第七十九条第三項 離婚特例が適用された場合	組合員期間及び 法第七十九条第三項 離婚特例が適用された場合	旧地共済施行日前期間及び 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十二号	組合員期間 離婚特例適用請求 された場合	組合員期間 離婚特例適用請求 された場合	標準報酬改定請求 旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十三号	組合員期間及び 法第七十九条第三項 離婚特例が適用された場合	組合員期間及び 法第七十九条第三項 離婚特例が適用された場合	旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十四号	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十七条の三第一項	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十七条の三第一項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項

る改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十五号	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
る改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十六号	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
る改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十七号	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
る改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十八号	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
る改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第十九号	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
る改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第二十号	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
る改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第二十一号	離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三項	旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項	標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合

<p>十九号</p>	<p>組合員期間及び 法第七十九条第三 項</p>	<p>旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第二十号</p>	<p>法第七十九条の三第一項 離婚特例が適用された場合 法第七十九条第三 項 組合員期間及び</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 旧地共済施行日前期間及び</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十一第一項第二十号</p>	<p>法第七十九条の三第一項 離婚特例が適用された場合 組合員期間及び 法第七十九条第三 項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合 旧地共済施行日前期間及び 適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十二の見出し</p>	<p>離婚特例が適用された者 第七十九条の三第一項及び第二項の規定により第五十二条の表法第一項に規定する離婚特例が適用された</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた者 改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により標準報酬月額（第七十九条の四第一項に規定する標準報酬月額をいう。第九十条第六項において同じ。）及び標準賞与額（第七十九条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。第九十条第六項において同じ。）の改定又は決定が行われた</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十二の表法第九十条第六項の項</p>	<p>第七十七条の三第一項</p> <p>掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額</p> <p>第五十五条第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p> <p>改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十二の表法第四十五条の項</p>	<p>国家公務員共済組合法</p> <p>前条第一項及び第二項とあるのは「同条第二項及び第三項」と、「離婚特例が</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六条の二十七</p>	<p>特定離婚特例が」と、「対象期間」とあるのは「特定期間（同条第一項に規定する特定期間をいう。）」と、「離婚特例適用額」とあるのは「同条第五項に規定する特定離婚特例</p>	<p>第七十八条の十四第二項及び第三項</p>

<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二十八の表法第</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二十八の表法第一項の項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二十八の表法第一項の項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二十八の表法第一項第三号の項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十六條の二十八の表法第二十八の表法第二十八の表法第一項第三号の項</p>	<p>適用額」と、「当該離婚特例適用請求の」とあるのは「当該特定離婚特例の適用の請求が</p>	<p>同条第三項</p>	<p>同条第四項</p>	<p>期間（以下「離婚時みなし組合員期間</p>	<p>間</p>	<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>	<p>第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間</p>	<p>第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間</p>	<p>離婚時みなし組合員期間</p>	<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>
<p>掛金の標準となつた給料の額及び期</p>	<p>第七十七條の七第二項</p>	<p>同条第一項に規定する特定離婚特例が適用された</p>	<p>第七十七條の七第二項</p>	<p>第七十七條の七第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間</p>	<p>第七十八條の七に規定する離婚時みなし被保険者期間</p>	<p>第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間</p>	<p>離婚時みなし組合員期間</p>	<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第四條第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間に限る。）</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第二項</p>	<p>標準報酬月額（第七十七條の四第一項に規定する標準報酬月額をいう。第九十條第六項において同じ。）及び標準賞与額（第七十七條の四第一項に規定する標準賞与額をいう。第九十條第六項において同じ。）の改定又は決定が行われた</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第二項</p>	<p>改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額</p>	<p>改定又は決定が行われた標準報酬月額及び標準賞与額</p>

<p>九十条第六項の項</p>	<p>末手当等の額とみなされた額</p>	
<p>なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第三項及び第四項</p>	<p>法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項</p>	<p>法附則第二十五条の五第一項若しくは適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二十四項</p>	<p>法第九十二条第一項若しくは第五項 法第九十九条の四第一項から第三項まで若しくは第十九条の五第一項 第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項並びに第七十六条第二項、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第二項 適用する改正後厚生年金保険法第六十五条の二、第六十六条、第六十七条第一項若しくは第六十八条第一項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の二の二十五項</p>	<p>、第八十一条第二項第一号及び第八十二条第一項</p>	<p>第七十六条第二項 及び適用する改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条</p>	<p>法附則第二十六条第一項</p>	<p>法附則第二十六条第二項</p>
<p>令附則第三十条</p>	<p>法第七十九条第三</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>

の五第一項	項	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する請求（以下「特定離婚特例適用請求」という。）
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項	特定離婚特例適用請求 同項	法第七十九条第三項
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第一号及び第二号	法第七十九条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合 組合員期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定が行われた場合 旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第三号	法第七十九条第三項 法第七十九条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合 組合員期間	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定が行われた場合 旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第四号から第六号まで	法第七十九条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合 組合員期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定が行われた場合 旧地共済施行日前期間
なお効力を有する改正前地共済	法第七十九条第三項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項

令附則第三十条の十二の二第一項第七号	法第七十七条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十号	組合員期間 法第七十七条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合	旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第八号	組合員期間 法第七十七条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合	旧地共済施行日前期間 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第九号	組合員期間 法第七十七条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合 同条第四項の規定により組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間とみなされた期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間に限る。）
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十号	法第七十九条第三項 法第七十七条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合
なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十号	法第七十七条の七第二項 特定離婚特例が適用された場合	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項 標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合

<p>令附則第三十条の十二の二第一項第十一号から第十三号まで</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十四号</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十五号</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十六号</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>
																				<p>法第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>			
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>	<p>法第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>			
																				<p>法第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>			
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p>	<p>組合員期間</p>	<p>旧地共済施行日前期間</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p>	<p>法第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>			
																				<p>法第七十九条第三項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>			

<p>項第十七号</p>	<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十八号から第二十一号まで</p>	<p>法第七十七条の七第二項</p> <p>改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第三十条の十二の二第一項第十八号から第二十一号まで</p>	<p>特定離婚特例が適用された場合</p> <p>法第七十九条第三項</p>	<p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた場合</p> <p>適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項</p>
<p>なお効力を有する改正前地共済令附則第七十四条の三</p>	<p>離婚特例が適用された者</p> <p>法第七十七条の三第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項</p> <p>標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定が行われた者</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二条第一項第一号</p>	<p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法をいう</p> <p>昭和六十年改正法</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする</p> <p>昭和六十年改正法（平成二十四年一元化法附則第六十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第八号）をい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読み替え後のものとする。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有す</p>	<p>昭和六十年改正法</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十</p>

<p>る改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二條第一項第三号</p>	<p>第二条の規定による改正後</p>	<p>四年一元化法附則第一百一条の規定による改正前</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二條第一項第五号</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十七号）において「昭和六十一年政令第五十七号」という。（第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）をいう）</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第六十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第二項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二條第一項第六号</p>	<p>昭和六十一年政令第五十七号</p>	<p>地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十七号）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第二條第一項第六号</p>	<p>当該期間における</p>	<p>当該期間における平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の</p>

<p>過措置政令第六 条第三項</p>	<p>国家公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律の施 行に伴う経過措置 に関する政令</p>	<p>平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第十 五条第二項</p>	<p>新共済法第八十一 条第七項又は第八 項の規定により新 共済法第八十条第 一項に規定する加 給年金額の支給が 停止される場合</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）をいい、平成二十七年経過措置政令第十七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十六条第六項又は平成二十七年経過措置政令第二十二条の規定により新共済法第八十条第一項に規定する加給年金額の支給が停止される場合</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第十 九条第三項</p>	<p>新共済法第八十二 条第一項 地方公務員等共済 組合法等の一部を 改正する法律の施 行に伴う経過措置 に関する政令</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第一項 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第十 九条第三項</p>	<p>新共済法第九十二 条第四項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）</p>

<p>十一年地共済経過措置政令第二十五条第一項</p> <p>新共済法第八十一条第七項</p>	<p>十一年地共済経過措置政令第二十五条第四項</p> <p>新共済法第九十三条第一項</p>	<p>十一年地共済経過措置政令第二十五条第四項</p> <p>新共済法第九十三条第一項</p>	<p>十一年地共済経過措置政令第四十八条第一項</p> <p>地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第八十一条第七項</p>	<p>十一年地共済経過措置政令第七</p> <p>新共済法第七十条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用さ</p>	<p>十一年地共済経過措置政令第七</p> <p>新共済法第七十条の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用さ</p>
<p>適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第六項</p>	<p>適用する改正後厚生年金保険法第五十四条第三項</p>	<p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十七条第一項の規定により読み替えられた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第四十六条第六項</p>	<p>老齢厚生年金、障害厚生年金、国民年金法による障害基礎年金その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条第一項に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）が改定され、又は決定された者</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額（改正後厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）及び標準賞与額（改正後厚生年金保険法第二十四条第一項に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）が改定され、又は決定された者</p>

<p>十八條の四第一項</p>	<p>れた者（前條の規定により施行日前の組合員期間に係る掛金の標準となつた給料の額に係る特例が適用された者を含む。次項において同じ。）</p>	
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八條の四第一項の表附則第二十条第二項の項</p>	<p>通算退職年金の額（</p>	<p>通算退職年金の額（平成二十七年経過措置政令第十四條第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二條の規定による改正前の</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八條の四第一項の表附則第二十一条第一項の項</p>	<p>新共済法第一百五條第一項</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の二第一項</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七</p>	<p>新共済法第七十七條の三第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用さ</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項及び第二項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>

<p>十八條の四第二項の表以外の部分</p>	<p>れた</p>	
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八條の七第一項</p>	<p>退職年金等 前条第一項の規定により換算給料額の特例が適用された 換算給料特例適用請求</p>	<p>退職年金等（退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金をいう。以下同じ。） 改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項の規定により標準報酬月額の設定又は決定が行われた 改正後厚生年金保険法第七十八條の二第二項に規定する標準報酬改定請求</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八條の七第一項第一号</p>	<p>第一号換算給料特例適用者 昭和六十一年改正法 第一号換算給料特例適用者の換算給料額 離婚特例割合 分割対象期間</p>	<p>第一号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八條の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。） 昭和六十一年改正法 第一号改定者の改定前の標準報酬月額 改定割合（改正後厚生年金保険法第七十八條の六第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下同じ。）</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令第七十八條の七第一項第二号</p>	<p>第二号換算給料特例適用者 離婚特例割合 第一号換算給料特例適用者の換算給料額</p>	<p>みなして 第二号改定者（改正後厚生年金保険法第七十八條の二第一項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。） 改定割合 第一号改定者の改定前の標準報酬月額</p>

<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経</p>	<p>みなして 第二号換算給料特例適用者</p>	<p>みなして平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する 第二号改定者</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十八條の九の表以外の部分</p>	<p>第一号換算給料特例適用者が 新共済法第七條の三第一項第一号に規定する第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額を第一項第一号に規定する第一号換算給料特例適用者の換算給料額とみなして、同号</p>	<p>第一号改定者が 第一項第二号</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十八條の九の表以外の部分</p>	<p>新共済法第七條の七第二項及び第三項の規定により特定離婚特例（同条第一項に規定する特定離婚特例をいう。）が適用された</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された</p>
<p>なお効力を有する改正前昭和六十年地共済経過措置政令第七十八條の九の表以外の部分</p>	<p>新共済法第七條の七第四項の規定により組合員期間</p>	<p>改正後厚生年金保険法第七十八條の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。）に係るも</p>

<p>過措置政令第七 十八条の九の表 附則第十六条第 一項の項</p>	<p>又は地方公共団体 の長であつた期間 とみなされた期間</p>	<p>のに限る。以下「被扶養配偶者みなし組合員期間」という。」</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第七 十八条の九の表 附則第二十一条 第一項の項</p>	<p>新共済法第七七条 の七第一項に規定 する特定組合員</p>	<p>組合員又は組合員であつた者</p>
<p>なお効力を有す る改正前昭和六 十一年地共済経 過措置政令第七 十八条の九の表 附則第二十九条 第一項の項</p>	<p>新共済法第七七条 の七第四項の規定 により組合員期間 又は地方公共団体 の長であつた期間 とみなされた期間</p>	<p>被扶養配偶者みなし組合員期間</p>

3 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金についてなお効力を有する改正前地共済法その他の法令を適用する場合には、改正前地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級の第一級、第二級又は第三級は、それぞれ第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前地共済法第二条第三項に規定する障害等級の第一級、第二級又は第三級とみなす。

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る改正後地共済法の規定の適用)

第十九条 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち改正前地共済法による年金である給付の受給権を有する者については、改正後地共済法第四十八条及び第七十七条から第二百二十一条までの規定を適用する。この場合において、改正後地共済法第七十七条第一項中「及び退職等年金給付」とあるのは、「退職等年金給付及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この項において「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項に規定する給付」と、「徴収

金」とあるのは「徴収金並びに平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前のこの法律による長期給付に係る掛金」とする。

(地共済組合員等期間を算定の基礎とする退職共済年金等に係る厚生年金保険法の規定の適用)

第二百十條 平成二十四年一元化法附則第六十五條年金を支給する場合には、平成二十四年一元化法附則第六十五條第一項に規定する地共済組合員等期間又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金を、それぞれ第三号厚生年金被保険者期間又は改正後厚生年金保険法による老齡厚生年金、障害厚生年金若しくは遺族厚生年金とみなして、改正後厚生年金保険法その他の法令の規定を適用する。

(地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用)

第四百七條 改正後地共済令第十六條の二及び第十六條の三(改正後地共済令第二十條において準用する場合を含む。)の規定は、組合における地方の組合の経過的長期給付組合積立金その他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第十六條の二の見出し</p>	<p>厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金</p>	<p>経過的長期給付組合積立金等資金</p>
<p>第十六條の二第一項</p>	<p>厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金</p>	<p>経過的長期給付組合積立金等資金(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。附則第七十五條の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付組合積立金及びその他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金をいう。以下この条において同じ。)</p>
<p>第十六條の二第一項第十一号</p>	<p>厚生年金保険給付組合積立金等資金は退職等年金給付退職等年金給付組</p>	<p>厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金は地方の組合の経過的長期給付(平成二十四年一元化法附則第七十五條の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付をいう。)</p>
<p>退職等年金給付組</p>	<p>経過的長期給付組合積立金等資金</p>	

	合積立金等資金 厚生年金保険給付に係る経理	厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理
第十六条の二第二項	及び退職等年金給付組合積立金等資金	、退職等年金給付組合積立金等資金及び経過の長期給付組合積立金等資金
第十六条の二第二項	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	経過の長期給付組合積立金等資金
第十六条の二の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	経過の長期給付調整積立金等資金
第十六条の二第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	地方公務員共済組合連合会

改正後地共済令第十六条の二及び第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会における平成二十四年一元化法附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過の長期給付調整積立金（以下「地方の組合の経過の長期給付調整積立金」という。）その他の地方の組合の経過の長期給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正後地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	<p>厚生年金保険給付 組合積立金等資金 及び退職等年金給 付組合積立金等資 金</p>	<p>経過的長期給付調整積立金等資金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第七十五条の二第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金及びその他の地方の組合の経過的長期給付に係る業務上の余裕金をいう。以下この条において同じ。）</p>
<p>第十六条の二第 一項第三号ロ</p>	<p>組合</p>	<p>地方公務員共済組合連合会</p>
<p>第十六条の二第 一項第四号</p>	<p>組合員</p>	<p>全ての組合の組合員</p>
<p>第十六条の二第 一項第十号</p>	<p>地方公共団体の一 時借入れ</p>	<p>組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れ</p>
<p>第十六条の二第 一項第十一号</p>	<p>厚生年金保険給付 組合積立金等資金 は退職等年金給付 退職等年金給付組 合積立金等資金</p>	<p>厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金</p>
	<p>厚生年金保険給付 に係る経理</p>	<p>経過的長期給付調整積立金等資金</p>
<p>第十六条の二第 三項</p>	<p>組合は、厚生年金 保険給付組合積立 金等資金及び退職 等年金給付組合積 立金等資金</p>	<p>厚生年金保険給付に係る経理及び退職等年金給付に係る経理</p>
<p>第十六条の二第 四項</p>	<p>組合の厚生年金保 険給付組合積立金 等資金及び退職等 資金及び退職等</p>	<p>地方公務員共済組合連合会の経過的長期給付調整積立金等資金</p>

第十六条の三	組合	地方公務員共済組合連合会
	年金給付組合積立 金等資金	

○ 平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百二十二号）
（抄）

平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令

平成二十八年度における被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第二百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。）附則第九十八条第一項に規定する給料年額改定率については、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則別表第六を次のとおり読み替えて、なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法の規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）を適用する。

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二二一
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二三一
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二二五七
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一・二二六三
昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二二六三
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二二六九
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二二七九
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	一・二二九〇
昭和十三年四月二日以後に生まれた者	一・二二九一

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（実施機関）

第二条の五 この法律における実施機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 次号から第四号までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）の資格、第一号厚生年金被保険者に係る標準報酬（第二十八条に規定する標準報酬をいう。以下この項において同じ。）、事業所及び被保険者期間、第一号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第一号厚生年金被保険者に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第一項の規定による基礎年金拠出金の負担、第一号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第一号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 厚生労働大臣

- 二 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）の資格、第二号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第二号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第二号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第二号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第二号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

- 三 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）の資格、第三号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第三号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第三号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第三号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第三号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組

合連合会

四 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）の資格、第四号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第四号厚生年金被保険者であつた期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に基づくこの法律による保険給付、当該保険給付の受給権者、第四号厚生年金被保険者に係る国民年金法第九十四条の二第二項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第八十四条の五第一項の規定による拠出金の納付、第四号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他この法律の規定による徴収金並びに第四号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務

日本私立学校振興・共済事業団

2 前項第二号又は第三号に掲げる事務のうち、第八十四条の三、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九の規定に係るものについては、国家公務員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が行い、その他の規定に係るものについては、政令で定めるところにより、同項第二号又は第三号に定める者のうち政令で定めるものが行う。

（標準報酬月額）

第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分（次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）によつて定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上一三八、〇〇〇円未満

第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上一六五、〇〇〇円未満
第一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上一七五、〇〇〇円未満
第二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上一九五、〇〇〇円未満
第四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上二一〇、〇〇〇円未満
第五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上二三〇、〇〇〇円未満
第六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上二五〇、〇〇〇円未満
第七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上二七〇、〇〇〇円未満
第八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上二九〇、〇〇〇円未満
第九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上三一〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上三三〇、〇〇〇円未満
第二級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上三五〇、〇〇〇円未満
第二二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上三七〇、〇〇〇円未満
第二三級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上三九五、〇〇〇円未満
第二四級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上四二五、〇〇〇円未満
第二五級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上四五五、〇〇〇円未満
第二六級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上四八五、〇〇〇円未満
第二七級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上五一五、〇〇〇円未満
第二八級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上五四五、〇〇〇円未満
第二九級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上五七五、〇〇〇円未満
第三〇級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上六〇五、〇〇〇円未満
第三二級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上

2 毎年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十条第一項

に規定する標準報酬月額等の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額等の等級区分の改定を行うことができる。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第五百九条及び第六十条の規定 公布の日

二 附則第八十七条中国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二十七条の五第二項第四号の改正規定並びに附則第一百七条、第一百九条及び第五百九条の二の規定 平成二十五年四月一日

三 附則第二十四条の規定、附則第九十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十三条第六項の改正規定（「第二十一条第二項」を「第二十一条第七項」に改める部分に限る。）、附則第九十六条の規定、附則第九十八条中国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百五号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十八条及び第二十九条の改正規定並びに同法附則第五十七条の次に三条を加える改正規定、附則第一百条の規定、附則百二条中地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六条、第十七条、第二十一条、第二十九条及び第三十条の改正規定並びに同法附則第九十八条の次に三条を加える改正規定並びに附則第一百五条及び第五十二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条中地方公務員等共済組合法附則第三条の二及び第十四条の七の改正規定 平成二十六年七月一日

五 第三条中地方公務員等共済組合法第二十三条第一項、第二十七条第一項及び第三十条第三項並びに附則第十四条の三から第十四条の五までの改正規定並びに附則第五十一条の規定 平成二十六年十二月一日

（用語の定義）

第四条 この条から附則第八十条までの規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 改正前厚生年金保険法 第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 二 旧厚生年金保険法 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。
- 三 改正前国共済法 第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。
- 四 改正前国共済施行法 附則第九十七条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）をいう。
- 五 旧国共済法 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五百号。以下附則第四十九条までにおいて「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法をいう。
- 六 改正前地共済法 第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 七 改正前地共済施行法 附則第一百一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）をいう。
- 八 旧地共済法 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下附則第七十五条までにおいて「昭和六十年地共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。
- 九 改正前私学共済法 第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。
- 十 旧私学共済法 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号。附則第八条第一項において「昭和六十年私学共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法をいう。
- 十一 旧国家公務員共済組合員期間 国家公務員共済組合の組合員であった者のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前における当該組合員であった期間（改正前国共済法又は他の法令の規定により当該組合員であった期間を含む。）をいう。
- 十二 旧地方公務員共済組合員期間 地方公務員共済組合の組合員であった者の施行日前における当該組合員であった期間（改正前地共済法又は

他の法令の規定により当該組合員であった期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であった期間に合算された期間を含む。）をいう。

十三 旧私立学校教職員共済加入者期間 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった者の施行日前における当該加入者であった期間（改正前私学共済法又は他の法令の規定により当該加入者であった期間とみなされた期間を含む。）をいう。

（厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置）

第七条 旧国家公務員共済組合員期間、旧地方公務員共済組合員期間又は旧私立学校教職員共済加入者期間は、それぞれ第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下「第四号厚生年金被保険者期間」という。）とみなす。ただし、次に掲げる期間は、この限りでない。

- 一 改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 二 改正前地共済法附則第二十八条の十三の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 三 改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 四 旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 五 旧地共済法第八十三条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間
- 六 旧私学共済法第二十五条において準用する旧国共済法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみな

されたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

七 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

八 昭和六十年地共済改正法附則第四十二条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

九 改正前私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

十 前各号に掲げる期間に準ずる期間として政令で定めるもの

2 前項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日前の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第一項に規定する旧船員組合員であった期間又は前項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、同日前の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項に規定する旧船員組合員であった期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に三分の四を乗じて得た期間をもって第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間とする。

3 第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年国共済改正法附則第三十二条第二項に規定する新船員組合員であった期間又は第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた旧地方公務員共済組合員期間のうち、昭和六十一年四月一日以後平成三年三月三十一日までの間の昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第二項に規定する新船員組合員であった期間につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合には、それぞれ当該期間に五分の六を乗じて得た期間をもって第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間とする。

(改正前地共済法による職域加算額の経過措置)

第六十条 改正前地共済法の退職共済年金及び障害共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされ

ているものの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前支給要件規定」という。）は、旧地方公務員共済組合員期間を有する者（施行日において改正前地共済法による退職共済年金（改正前地共済法附則第十九条又は第二十六条の規定による退職共済年金を除く。）又は障害共済年金の受給権を有する者を除く。）について、なおその効力を有する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定（障害を給付事由とする給付に係るものに限る。）は、その病気又は負傷に係る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下この項及び第四項並びに附則第六十一条の三において「初診日」という。）が施行日前にある傷病により障害の状態となった場合について適用し、初診日が施行日以後にある傷病により障害の状態となった場合については、適用しない。

3 旧地方公務員共済組合員期間を有する者が施行日以後に死亡した場合において、その者に遺族（第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第二条第一項第三号に規定する遺族（改正前地共済法附則第十四条の二の規定の適用を受ける場合を含む。）をいう。）があるときは、改正前地共済法の遺族共済年金のうち改正前地共済法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされているもの支給要件に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この条において「改正前遺族支給要件規定」という。）は、当該遺族について、なおその効力を有する。この場合において、改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な読替えその他改正前遺族支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前遺族支給要件規定は、初診日が施行日前にある傷病により死亡した場合及び初診日が施行日以後にある公務によらない傷病により死亡した場合について適用し、初診日が施行日以後にある公務による傷病により死亡した場合については、適用しない。

5 第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前支給要件規定又は改正前遺族支給要件規定により支給される改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。以下この条、附則第六十一条の二及び第七十

二条から第七十四条までにおいて「改正前地共済法による職域加算額」という。）については、第十項及び第十一项の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する規定を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前地共済法第五十一条ただし書中「退職共済年金」とあるのは「退職共済年金若しくは遺族共済年金」と、改正前地共済法第五十二条ただし書中「退職共済年金及び」とあるのは「退職共済年金及び遺族共済年金並びに」と、改正前地共済法第七十九条第一項第二号イ中「組合員期間の」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の」と、同号ロ中「組合員期間の」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間の」と、改正前地共済法第八十七条第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十九条の二第一項第一号イ（2）及びロ（2）並びに第三項中「組合員期間」とあるのは「旧地方公務員共済組合員期間」とするほか、改正前地共済法の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前地共済法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法の遺族共済年金（公務によらない死亡を給付事由とし、かつ、その給付事由が平成三十七年十月一日以後に生じたものに限る。）のうち改正前地共済法第九十九条の二第一項第一号イ（2）及びロ（2）に掲げる金額に相当する給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用する同号イ（2）又はロ（2）の規定の例により算定した額に次の表の上欄に掲げる当該給付の給付事由が生じた日の属する期間の区分に応じ同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額とする。

平成三十七年十月一日から平成三十八年九月三十日まで	三十分の二十九
平成三十八年十月一日から平成三十九年九月三十日まで	三十分の二十八
平成三十九年十月一日から平成四十年九月三十日まで	三十分の二十七
平成四十年十月一日から平成四十一年九月三十日まで	三十分の二十六
平成四十一年十月一日から平成四十二年九月三十日まで	三十分の二十五
平成四十二年十月一日から平成四十三年九月三十日まで	三十分の二十四

平成四十三年十月一日から平成四十四年九月三十日まで	三十分の二十三
平成四十四年十月一日から平成四十五年九月三十日まで	三十分の二十二
平成四十五年十月一日から平成四十六年九月三十日まで	三十分の二十一
平成四十六年十月一日以降	三十分の二十

7 旧地方公務員共済組合員期間を有する者のうち、一年以上の引き続き旧地方公務員共済組合員期間を有しない者であり、かつ、当該旧地方公務員共済組合員期間と当該期間に引き続き第三号厚生年金被保険者期間（附則第七条第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされたものを除く。次項において同じ。）とを合算した期間が一年以上となるものに係る改正前地共済法第七十九条第一項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなす。

8 旧地方公務員共済組合員期間を有する者のうち、旧地方公務員共済組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該旧地方公務員共済組合員期間と第三号厚生年金被保険者期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続き旧地方公務員共済組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続き旧地方公務員共済組合員期間を有する者とみなされるものに限る。）に係る改正前地共済法第七十九条第一項第二号及び第九十九条の二第一項第一号ロ（2）の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

9 改正前地共済法による職域加算額は、組合が支給する。

10 改正前地共済法による職域加算額については、第五項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

11 改正前地共済法による職域加算額については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 改正前地共済法による職域加算額を受ける権利を有する者については、政令により、その者の請求によりこれらの年金である給付の支給に代えて一時金を支給することができる特例を定めることができる。

（改正前地共済法による給付等）

第六十一条 施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）については、第三項及び第四項並びに附則第五十五条の規定を適用する場合並びにこれらの給付の費用に関する事項を除き、改正前地共済法の長期給付に関する改正前地共済法及びこの法律（附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項に規定する給付は、組合が支給する。

3 第一項に規定する給付については、同項の規定にかかわらず、改正前地共済法第四十四条の二から第四十六条まで、第七十九条第三項、第八十一条、第八十二条、第九十二条及び第九十三条の規定その他の政令で定める規定は、適用しない。

4 第一項に規定する給付については、改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで及び第四十六条の規定その他の政令で定める規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者の特例等）

第六十五条 改正前地共済施行法その他の政令で定める法令の規定により地方公務員共済組合の組合員期間に算入するものとされた期間（以下この項及び附則第七十二条から第七十四条までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する者（改正前地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）及び旧地共済法による年金である給付（他の法令の規定により当該年金である給付とみなされたものを含む。）の受給権を有する者を除く。）については、地共済組合員等期間（第三号厚生年金被保険者期間及び追加費用対象期間をいい、昭和六十年地共済改正法附則第三十五条第一項又は第二項の規定の適用があつた場合にはその適用後の期間とする。以下同じ。）を計算の基礎として、厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば同法の規定による老齢厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金として算定されることとなる額を、それぞれ退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金として、組合が支給する。この場合において、同法の規定による老

齡厚生年金、障害厚生年金又は遺族厚生年金は、支給しない。

- 2 前項に定めるもののほか、同項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金について厚生年金保険法の規定を適用する場合における必要な詭替えその他必要な事項は、政令で定める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

- 8 退職共済年金の支給を受ける者が追加費用対象期間(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間をいう。以下同じ。)を有する更新組合員等である場合における同条の規定の適用については、同項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第十六条第一項及び第四項」とする。
附則第十七条に次の一項を加える。

- 3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第八十条第一項」とあるのは、「新法第八十条第一項(同条第二項に定める金額について地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。)」とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

- 2 前項(第二号を除く。以下この項において同じ。)の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額(国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。)が控除調整下限額(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額をいう。以下同じ。)を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、その額(国民年金法の規定による老齢基

礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

5 国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

6 第一項（第二号を除く。）の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、第二項から前項までの規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるところの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項」とする。

附則第三十条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項」とする。

附則第三十三条第一項中「新共済法第百十三条第三項」を「地方公務員等共済組合法第百十三条第四項」に、「新施行法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「支払われる長期給付」の下に「（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。第一号において「平成二十四年一元化法」という。）第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第七十四条各号に掲げる保険給付を含む。第一号において同じ。）」を加え、同項第一号中「新共済法」を「平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第九十八条の次に次の三条を加える。

（追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例）

第九十八条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額（次項において「控除前退職年金等の額」という。）が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、附則第四十三条第一項及び第二項、附則第四十四条第一項及び第二項（附則第八十二条第一項においてその例による場合を含む。）、附則第四十五条第一項（附則第八十三条第一項においてその例による場合を含む。）、附則第六十三条第一項及び第二項、附則第六十四条第一項、附則第六十六条第一項、附則第七十二条第一項及び第二項、附則第七十三条第一項、附則第七十五条第一項、附則第八十六条第一項、附則第八十七条第一項及び第二項並びに附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額（次項において「退職年金等控除額」という。）を控除した金額

とする。

2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等の額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職年金等控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第四十三条第四項、附則第四十四条第五項、附則第四十五条第三項、附則第六十三条第四項、附則第六十四条第四項、附則第六十六条第三項、附則第七十二条第四項、附則第七十三条第四項、附則第七十五条第三項、附則第八十六条第四項、附則第八十七条第五項又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等である者に限る。）が、退職共済年金その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例）

第九十八条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金（公務による障害年金を除く。以下この条において同じ。）の額が控除調整下限

額を超えるときは、障害年金の額は、附則第四十八条第二項、附則第六十七条第一項、附則第七十六条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十八条第六項、附則第六十七条第四項、附則第七十六条第四項又は附則第九十八条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、障害年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用する。
(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の特例)

第九十八条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金(公務による遺族年金を除く。以下この条において同じ。)の額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、附則第五十一条、附則第五十三条、附則第六十八条第一項、附則第六十九条第一項、附則第七十七条第一項、附則第七十八条第一項、附則第八十四条第一項、附則第八十八条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第五十六条、附則第六十八条第二項、附則第六十九条第三項、附則第七十七条第二項、附則第七十八条第三項、附則第八十四条第三項、附則第八十八条第三項又は附則第九十八条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が控除調整下限額を超えるときは、遺族年金の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 附則第九十八条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。